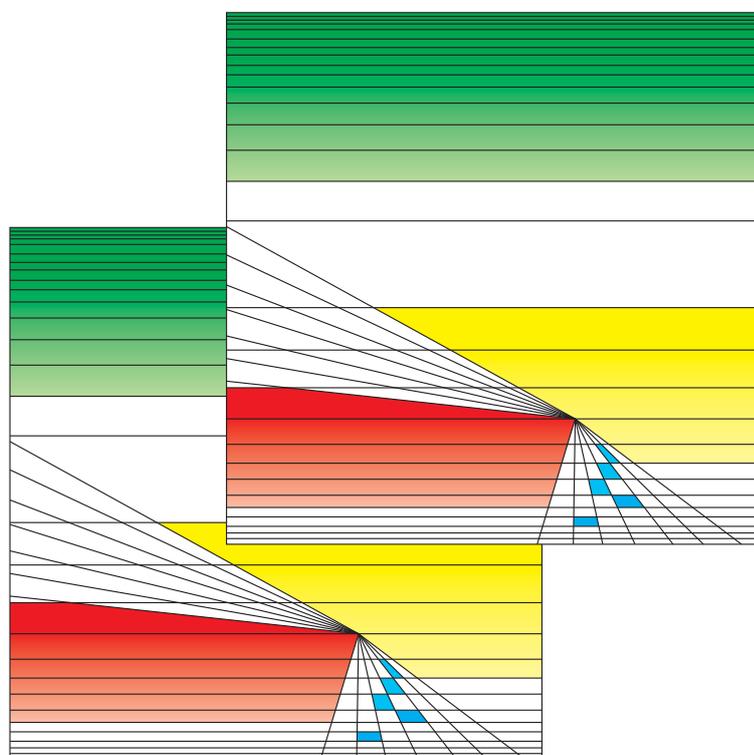


127

2018.1

自治権

いばらき



公益社団法人 茨城県地方自治研究センター



もくじ CONTENTS

1. 高関税に依存しない、環境直接支払いを軸とした農業・農村政策への転換
自治体“農”ネットワーク共同代表 須之内浩二
(茨城県職員労働組合連合) 3

2. 環境支払い政策を軸とした農業・農村政策の提言
自治体“農”ネットワーク 27

高関税に依存しない、環境直接支払いを軸とした 農業・農村政策への転換

自治体“農”ネットワーク
共同代表 須之内浩二
(茨城県職員労働組合連合)

<レポートの構成>

I 農業の近代化・産業化を問う	4
1. 近代化と産業化の恩恵	
2. 近代化・産業化の弊害	
II 農業保護の国際比較	6
1. 政策の比較	
2. 農業保護の質に大きな違いが	
III 日本型直接支払いの現状	9
1. 日本の直接支払いの歴史	
IV 「農ネット」が提案する直接支払い「環境支払い」の概要	11
○ 環境支払い提言の本文(具体的メニュー部分の抜粋)	
○ 環境支払いを利用した農業経営のイメージ	
V 日本型環境支払いを核とした農業政策の組み立て	21
1. 日本の農業政策	
2. 生産と所得の切り離し	
3. 環境支払いを本格的に導入した場合に必要な財政規模	
4. 環境支払いの財源確保の見通し	
VI むすびに	26

<参考資料>

「みらいのうぎょう政策提言No. 3 環境支払提言編」
自治体“農”ネットワーク

I 農業の近代化・産業化を問う

1 近代化と産業化の恩恵

農業にとっての近代化は、機械の開発、農薬の普及、化成肥料の普及、そして品種改良手法の開発普及に代表されます。近代化は米の10a当り収量に代表されるように(図1)、作物の生産量を増大させました。この間、米の10aあたり収量は戦後30年で1.4倍になりました。また、農薬や機械化の普及により米づくりの作業時間は1949年から1980年の間に30%まで減り、除草作業は12%と暑い中の草取りという重労働から農家を解放し(図2)しました。

同時に、農業所得は農業基本法が施行された1961年から10年で1.9倍、15年で4.2倍と増加し、農家に物質的に豊かで余裕のある暮らしをもたらしました。

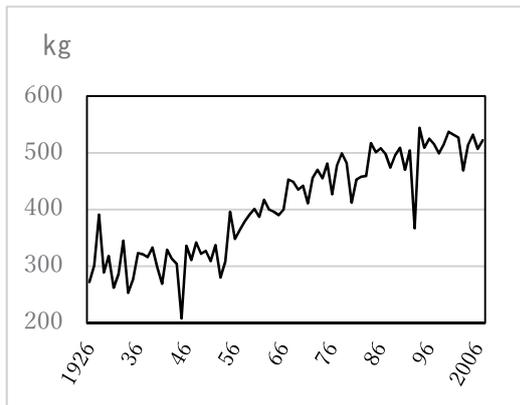


図1 水稲の10aあたり収量の推移

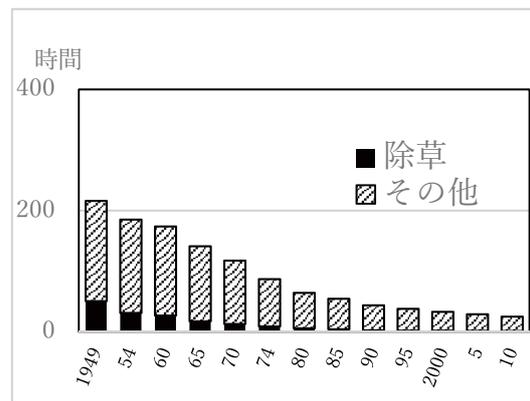


図2 水稲作における作業時間の推移

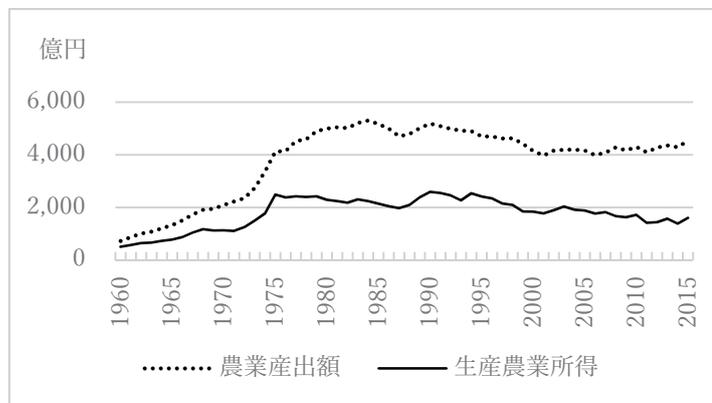


図3 茨城県の農業産出額と生産農業所得の推移

2 近代化・産業化の弊害

貧しい農村にも、普通の暮らしをもたらした功績は否定できません。一方で、失ったものも少なくありません。著しい収量増をもたらした化成肥料は、収穫逡減の法則により、収量の増加は頭打ちになり、肥料を多投しなければ収量を維持できなくなりました。また過剰施肥された肥料成分は地下水および河川を汚染しました(表2)。

農薬も1970年代を境に生産量が急増し(図4)、人間や自然界の生物の生命を脅かし、環境を汚してきました。優秀な品種の育成は、収量の増加や食生活を豊かにした反面、メジャー企業による種子の支配は、一部の作物、品種に偏った生産を招き、生物多様性に影を落としています。

現在、日本の農業政策は、グローバル化・自由化に対応することに主眼を置き、国際的な自由競争の中でも競争力のある「産業」にしようとしています。そのため、農地の集約化を柱にスケールメリットを追求して、欧米との競争を展開しようとしています。表1に示すように、欧米各国との経営面積の差は、経営努力でどうにかなるレベルではありません。一定の規模拡大による低コスト、効率化による経営努力は必要ですが、これまでも、経済優先の政策によって多くのものが失われてきました。これからも、その傾向に拍車がかかることは明らかです。農業生産とともに育まれ、維持されてきた農的環境や、人が住み続けることで維持されてきた文化や集落機能が衰退しつつあります。ここまで極端に経済偏重の政策を進めることが賢明な政策判断とは、到底考えられません。

表1 欧米主要国との経営面積等の比較

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	オーストラリア
平均経営面積 ha	2.3	170	56	53	79	2,970
農地面積 万 ha	456	40,345	1,689	2,927	1,733	40,903
国土に占める農地の割合 %	12	41	47	53	71	53

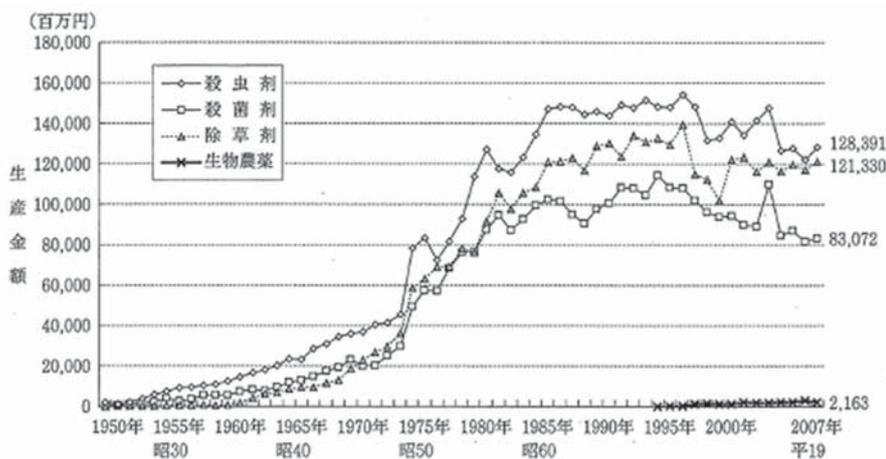


図5-4 農薬の用途別生産金額の推移（農薬要覧より作成）

図4 農薬の用途別生産金額の推移（農薬概説2009より）

農薬工業会（HP/2011/9）による『農薬の科学』から

表2 地下水における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の汚染原因

汚染原因	工場・事業所	廃棄物	生活排水	家畜排せつ物	施肥	自然由来	その他	不明	合計
超過事事件数	0	0	217	227	554	5	6	792	1,398
超過事例割合(%)	0.0%	0.0%	15.5%	16.2%	39.6%	0.4%	0.4%	56.7%	—

「平成16年度地下水汚染事例に関するアンケート調査結果について」（環境省）を基に科学技術動向研究センター 福島 宏和氏作成

II 農業保護の国際比較

1 政策の比較 — 関税に依存する日本の政策 —

日本の農業は保護されすぎだという批判が絶えません。このことは、「保護は大幅に削減すべきだ。自由競争のもとで経営努力を促し、低価格の農産物を提供することが消費者の利益にもなる。」という主張にもつながっています。

表3を見ると、日本が高関税に依存している実態がわかります。ただ、高関税の品目は米をはじめとする特定品目に限られており、野菜・果実などは5～20%程度と低く、また、正しく世界の農業に対する財政支出を見ていくと、EUや米国も多くの財政支出により、農業保護を行っていることに気づきます。

農業に対する財政支出を比較するうえで分かりやすい指標に、OECDが使用する、「生産者支持推定量（PSE）」があります。

$$PSE = \text{「農産物の内外価格差} \times \text{生産量} + \text{財政支出(直接支払い)」}$$

意味するところは、政策介入によって高められた農家所得額を示す指標です。

表3では、日本の農業保護額が決して対米、対EU比で多くないことがわかります。（アメリカのPSEが低いのは、実質的な輸出補助金が隠れていることによると言われています。）

同時に、日本のPSEに占める関税比率は低下しているものの、2010年度では78%と米国の6%、EUの15%に比べ突出して高いことも明らかです。

表3 OECD諸国のPSE指標(生産者支持推定量) (単位：%、100万USドル)

		1986	2003	2010
日本	PSE	48,906	44,740	52,888
	PSE中の関税比率	90%	90%	78%
アメリカ	PSE	41,831	38,878	26,551
	PSE中の関税比率	47%	38%	6%
EU	PSE	95,611	121,371	101,364
	PSE中の関税比率	86%	57%	15%

(安達英彦 JC総研から抜粋)

当然のことながら自国の食料確保は重要な安全保障政策であります。同時に、多くの農地を持ち、輸出に依存する欧米各国も自国の農業を守りながら、国際競争力を維持するために財政支出を行っています。その方法が日本と異なっているため、関税率の視点から日本だけが手厚い農業保護を行っているかのように誤解されるのです。

2 農業保護の質に大きな違いが — 関税から直接支払いにシフトする欧米 —

WTOはじめ貿易自由化交渉の中で特に問題にされるのは、高関税によって国内農産物の価格を維持する政策や農産物の生産性拡大に直接結びつく補助金の支出です。日本の農産物は、関税による価格維持の政策をとってきたために(表4)、貿易交渉の中で常に矢面に立たされてきました。(実際には、米など重要品目を除けば日本の農産物の関税は十分に低くなっている)

一方EUは、関税を引き下げることで農産物の価格を下げる政策をとってきました。その代償として直接支払いにより農家の所得を補償する政策に転換してきたのです。この過程でEUの国内補助金

は、生産を刺激するいわゆる「価格支持」政策から農家の所得を支える「直接支払い」にシフトしてきました。このような農業保護策は、WTOのルールでも削減しなくてもよい「緑の政策」と認められています。

表4 日・米・EUの政策比較 (山下 一仁)

項目	国	日本	アメリカ	EU
生産と関連しない直接支払い		×	○	○
環境直接支払い		△(限定した農地)	○	○
条件不利地直接支払い		○	×	○
減反による価格支持+直接支払		●(戸別所得補償)	×	×
1000%以上の関税		こんにゃくいも	なし	なし
500-1000%の関税		米、落花生、澱粉	なし	なし
200-500%の関税		小麦、大麦、バター、脱脂粉乳、豚肉、砂糖、雑豆、生糸	なし	バター、砂糖(改革により100%以下に引き下げ可能)

このように、貿易の自由化により利益を得ようとする立場からは、日本の農業保護策が「不公正な財政支出で、農家を甘やかしている政策」という情報発信がなされ、国民の誤解をまねいています。ここに、EUと日本の農業保護の比較についてわかりやすい記事があるので抜粋して紹介します。

「補助金漬け」はウソ、関税頼みが大問題 —なぜ農業が貿易の障害物になるのか—

梶原 弘志

なぜ日本の農業はあらゆる貿易交渉で障害物になってしまうのか。生産コストや競争力の問題ではない。政府が関税に代わる新しい保護制度の設計を怠っているからだ。

欧米諸国は過去20年前後で、農業保護を財政による直接支払いに切り換えてきたが、日本は安上がりな関税頼みを続けている。 —略— 関税の大幅削減、撤廃に備え内外価格差を縮小する努力をほとんどしなかった。

経済協力開発機構(OECD)が毎年公表している農業保護指標の1つに生産者支持推定量(PSE)がある。内外価格差に生産数量をかけ、それに農家への補助金を加えた額である。内外価格差をもたらすのは —略— や関税である。 —略—

日本のPSEは2009年に約4兆3500億円で、販売収入の48%を占めていた。つまり農家の収入の半分は保護に由来するもので、保護がなくなれば生産額もぐんと落ち込んでしまう危険がある。 —略— EU(欧州連合)の比率は86年39%、2009年24%で、 —略—

問題はPSEの中身である。

PSEのうち内外価格差に相当する市場価格支持のウェートを計算してみると、EUが同じ期間に86%から24%へと激減させたのに対し、日本は90%から84%へとわずかに低下しただけである。EUは行政価格の引き下げや関税削減で農産物価格を下げる政策をとり、その代償として農家の所得を補償する直接支払いを拡大した。

対照的に日本は内外価格差を縮小させる政策面での努力をほとんどせず、関税依存の農業保護政策を続けた。市場価格支持の実額は約3兆6600億円。1兆円以上のコメに続いて、豚肉、酪農が3000億円台で続いている。財政に負担がかからない代わりに、農産物を購入する消費者がその費用を負担し続けた。－略－

WTOもルールに採用したデカップリング

「日本農業は補助金漬け」という一般的なイメージが間違いであることがここで分かる。農家の所得の源を分析する限り、内外価格差を負担している消費者が支えているのである。関税依存型農業保護を続けた日本は関税撤廃で膨大な財政負担を覚悟するか、生産者への保護水準を大幅にカットするかを選択を迫られる。－略－

自由な貿易の流れを妨げるような保護政策は、例えそれが国内政策であっても減らす。逆に推奨したのが補助金を作物生産量に連動させないデカップリングである。直接支払いには環境保全など多様なメニューがある。この考え方は、世界貿易機関（WTO）が一部簡略化する形で農業交渉のルールに採用し、価格支持など増産刺激効果のある政策を助成合計量（AMS）と呼んで削減対象にしている。デカップリングによる所得支持はWTOも削減しなくていいグリーンボックス（緑の政策）に分類している。関税で守られる度合いが大きければ、政策変更も小出しになりがち。守ろうとする制度自体の運営もややこしくなる。

日経ビジネス ONLINE 2011年2月16日

Ⅲ 日本型直接支払いの現状

関税に依存する農業保護政策を続けてきた日本ですが、欧米各国の直接支払い拡大の動きや、環境保全型農業の浸透などにより、直接支払い制度も生まれてきています。また、農業保護予算が農家に届かない（農家所得につながらない）という問題意識も強まってきました。

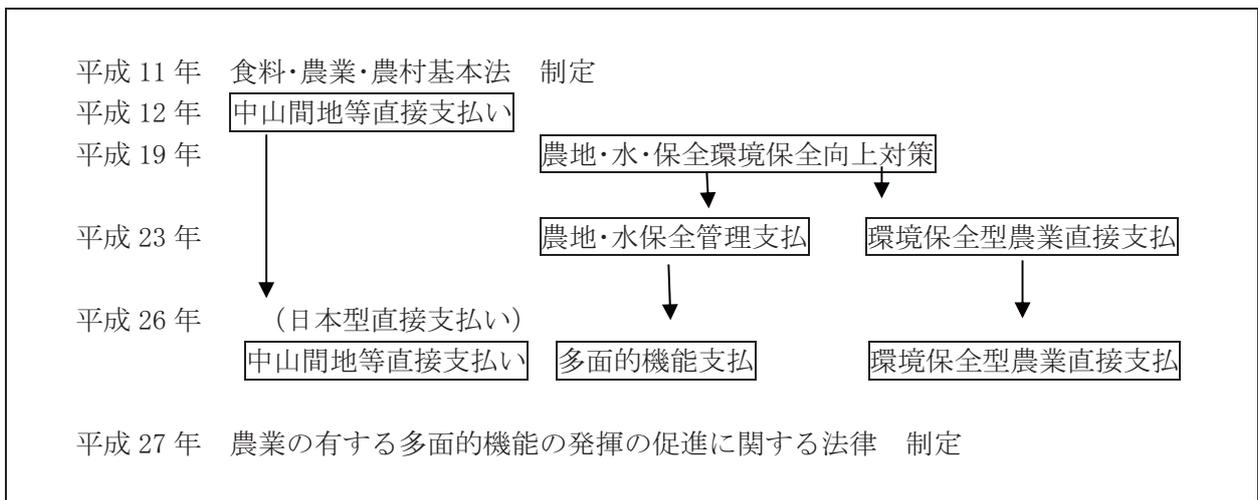
このようなことを背景に、農業のもつ多面的機能、環境保全機能に対する支払いや、農業者戸別所得補償制度のように、経営を持続するための基礎的な所得に充当する直接支払いも制度化されました。（農業者戸別所得補償制度は自公政権により廃止されました。）

1 日本の直接支払いの歴史

(1) 日本型直接支払い導入までの経緯（農林水産省資料から抜粋）

新たな基本法制定により、農業政策に「環境保全」が位置づけられることになり、翌年日本で初めての直接支払いである「中山間地等直接支払」制度が始まりました。

流れとしては、条件不利地の中山間地支払いからはじまり、農地及び関連施設の保全が続き、環境に配慮した農業が辛うじてぶら下がっているという構図です。



(2) 日本型直接支払いの現状

不十分ながら、日本にも直接支払いの考え方が浸透しつつあります。

日本の制度における基本的な考え方は、「中山間地を始め、効率の悪いことによるかかり増し経費の部分を税金から補填しよう」という性格をもっています。税金から支払いをするため、国民の理解を得るための努力が必要です。しかし、何をもって国民の理解を得るかが重要で、しっかりした議論が必要です。

我々は、農の持つ国土保全、環境保全の機能や、農業生産活動によって育まれる生物や景観、人間の社会活動によって育まれる地域の文化など、ひっくるめて「農的環境」と呼んでいます。農的環境を支える農の営みに、お金にならないものも含めて価値を見出し、それを直接支払い(環境支払い)で支えるべきだと考えています。その観点からみると、日本の制度は、条件不利地への支払いなど説明しやすいところから手をつけたと言えます。

現在の、日本型直接支払いの制度は、予算でみると、農地等の保全(482億円)に多くが支出されており、「環境直接支払い」は3% (24億円) に過ぎません。

以下に、現在の日本型直接支払いの概要を紹介します。(農林水産省資料から抜粋)

① 多面的機能支払い

ア 農地維持支払い

多面的機能を支える共同活動を支援
・担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し

イ 資源向上支払い

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

② 中山間地域等直接支払

中山間地域の農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援。

③ 環境保全型農業直接支払

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

④ 平成29年度予算

多面的機能支払い	482億5100万円
中山間地域等直接支払	263億円
環境保全型農業直接支払	24億1000万円

農林水産省が「日本型直接支払」でくくっているのは、この3事業ですが、他にも直接支払いがあります。

- 水田活用の直接支払い交付金 (平成29年度 3,150億円)
 - ・米粉用米、エサ米など多用途(生食用以外)に利用する米の生産振興のために交付。生食用と同等の所得が期待できることから、導入が進んでいる。予算の恒久化が期待されている。
- 米の直接支払い交付金 (平成29年度 714億円)
 - ・民主党政権時代に農業者戸別所得補償制度として開始された直接支払い。米の生産調整の実施を条件に定額で交付。平成29年度をもって終了が決まっており、その財源の振り替えに関心が集まっている。
- 畑作物の直接支払い交付金 (平成29年度 1,950億円)
 - ・米の戸別所得補償政策の延長で制度化。経営安定対策として、麦、大豆、甜菜等の生産に対して、基礎的な営農継続支払いを定額で交付、さらに生産量に応じて数量払いで追加交付。

Ⅳ 「農ネット」が提案する直接支払い「環境支払い」の概要

自治体”農”ネットワークは、1994年に「自治体みらい農業政策提言」、2014年には、政策提言No.3「環境支払い提言編」を發表し、「人が地域で人間らしく生きるため」に最低限必要な農的環境を守り育てるしくみづくりを提言してきました。

＜環境支払い制度の全体像＞

■従来の政策と大きく異なる三つの点

- ① 農業の非経済的な価値が地域と国家を支えていることを評価する
- ② 地域の実情と発想と工夫を重視し、地域に評価委員会設立
- ③ 多彩なメニューから農家自身が選択して請求する

■地域環境評価委員会の設立

○地域の判断で支払い対象、内容を決めます

委員会	構成単位	役割・活動内容
地域環境評価委員会	集落	地域環境保全計画立案・アグリチェック実施 地域の環境支払内容を定め広域委員会へ報告（提言）
広域環境評価委員会	市町村（JA、農委、普及等）	「地域環境支払」を検討決定。県委員会へ報告 環境支払の上限額を定める
都道府県環境評価委員会	都道府県	環境支払の効果測定を目的に監査実施。 必要に応じて、広域委員会へ提言。
環境支払審議会	国（農家、消費者、学者、NPO等）	環境支払メニューを検討、地域へ提言・普及。 県委員会提言を検討し、国の政策へ反映。

■支払いの構成

- ふるさと支払い 農地の保全等基礎的な支払いです。
- めぐみ支払い 農的環境の構成要素ごとに項目を設定します。



■めぐみ支払いのメニュー

○グループごとに支払いメニューを決め、支払い単価を設定します。

（水田の例）

	支払い対象	内 容
1	生物多様性の保全	水田の生き物調査 20,000円/農家 等
2	伝統技術の保全	レンゲの緑肥栽培 5,000円/10a、架け干し 10,000円/10a 等
3	環境技術の実施	有機農業 50,000円/10a、輪作 10,000円/10a 等
4	農家自らの調査研究の実施	土壌、水質分析 5,000円/農家、環境技術試験田 50,000円/10a、等
5	風景の保全・創造	畦、農道への植栽 2,000円/10a、緑地空間 50,000円/10a、等

.....

<環境支払い提言の本文（具体的な支払いメニュー部分の抜粋）>

3. 環境支払い政策

第1部 環境支払いの理念

第1章 農ネット版「環境支払い」の理念

(1) 好機をつかむために「理念と豊富なメニュー」を

「環境支払い」にきちんとした理念を盛り込んで掲げる一方で、具体的なメニューを豊富化することが重要です。

① 減少する所得の補填ではなく、価値を認めて対価を支払う

市場価値はないが国民の生活に大切なものを国民の負担で支える。これが「環境支払い」の理念の柱です。

② 産業政策、市場原理偏重からの脱却

「環境支払い」は、これまでの生産振興の産業政策としての農業政策から、本格的に大きく舵を切る政策です。意識的に自然環境を支える農業への転換を意味します。

第2部 環境支払い（環境デ・カップリング）の具体案

第1章 環境評価委員会(要約)

(1) 従来の政策と大きく異なる三つの点

- ① 農業の非経済的な価値が地域と国家を支えていることを評価する
- ② 地域の実情と発想と工夫を重視し、地域に評価委員会設立
- ③ 多彩なメニューから農家自身が選択して請求する

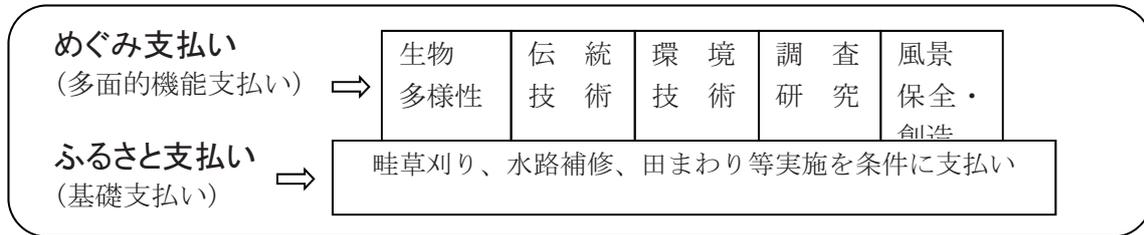
(2) 地域環境評価委員会の設立

【環境評価委員会の構成と役割】

地域環境評価委員会	◎集落単位に2名以上の農家で構成 ◎地域環境保全計画立案・アグリチェック実施 ◎広域環境評価委員会へ「地域環境支払」を提言 ◎活動費 10,000 円×参加農家数、事務費 3,000×参加農家数を交付
広域環境評価委員会	◎市町村単位に市町村・農業委員会・普及センター等で構成 ◎「地域環境支払」を検討決定し、都道府県環境評価委員会へ提言 ◎環境支払の上限額を定める。(全国標準は 250 万円/戸、50 万円/ha)
都道府県環境評価委員会	◎「地域環境支払」メニューを検討し、必要に応じて広域委員会へ提言 ◎環境支払の効果測定を目的に監査を行う。1%の農家を抽出し実施。 ◎広域委員会の提言をまとめて国に提言する
環境支払審議会	◎農家、消費者、NPO、学者、地方自治体の代表などを構成員 ◎環境支払メニューを検討し、広域、都道府県委員会へ広める ◎都道府県委員会からの提言を検討し、国の政策に反映させる。

第2章 水田の営みに対しての環境支払い(要約)

(1) 支払いの構成



① ふるさと支払い (基礎支払い)

- ア 理由説明： 水田耕作があたりまえに行われていることによって、多面的機能の土台が保持されていることに着目して、必ずしも生産コストに反映されていない仕事の対価を支払う。
- イ 支払いの条件： 次の仕事のうちすべてを行っていることを条件に、10,000円/10aを支払う。ただし、中山間地では、20,000/10aとする。
- ウ この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する。

【水田の「ふるさと支払い」メニュー】

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 1：畔の手入れ | ： 畦草刈り（原則4回以上とするが、回数は地域委員会で定める） |
| 2：ため池の手入れ | ： ため池の保全（手入れの内実は地域委員会で定める） |
| 3：水路・堰の手入れ | ： 水路の補修、堰の維持・管理 |
| 4：水管理田回り | ：（水管理の田回りも含める。頻度は地域で定める。） |

② めぐみ支払い (多面的機能支払い)

- ア 基礎支払いを受けている農業者は、さらに自然環境の保全に寄与する次の「環境支払い」を申請することができる。
- イ この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する。
- ウ この支払いは、一枚の田んぼにつき、次の5つのグループの支払いメニューからそれぞれ2つ以内で選択できる。（3年以上経つと、メニューを変えないといけない）

【水田の「めぐみ支払い」メニュー】

第1グループ「生物多様性の保全」

【生きもの調査】

考え方：これらの生きものは、ガイドラインにそって、農家を実施します。結果のいかんにかかわらず、調査という百姓仕事に対して助成します。

- 1：水田の生きもの調査(20,000円/農家)
- 2：水路・ため池の調査(20,000円/農家)
- 3：水田・畔の草花調査(20,000円/農家)

【生きもの指標】

考え方：調査を伴うものは、農家が自主的にガイドラインに基づいて自主的に調査し、自己申告を基本とします。そのために、農家も調査能力を向上させなければなりません。

- 4：「指標動物」がいる田んぼ（畦や水路・ため池も含む）
「地域生物指標」にもとづいて自身が判定し、申請する（10,000 円／10a）
評価委員会が定めた「指標動物」のうち、50%以上が確認されれば、助成の対象となる
- 5：動物の生物多様性評価：さらに「絶滅危惧種・希少種」の数によって、4 に上乗せする
絶滅危惧種や希少種は評価委員会で定める
（5 種以上 50,000 円／10a、2 種以上 30,000 円／10a）
- 6：「指標植物」が生えている田んぼ（畦や水路・ため池も含む）
「地域植物指標」による（10,000 円／10a）
動物に準じる
- 7：植物の生物多様性評価：さらに「絶滅危惧種・希少種」の数によって、6 に上乗せする
絶滅危惧種や希少種は市町村で定める（50,000 円、30,000 円／10a）

注意事項：今後の農業の役割と責任を強化するために、農家に対する種の同定のための「教育プログラム」が公的に準備される必要があります。これは「農業改良普及センター」が環境NPOなどと協働して受け持ちます。

なお、地域の生きもの指標は、農水省が 2012 年に策定した「生き物指標」を参考にして、地域で選定することとします。

【ビオトープ技術（生物多様性保全技術）】

「ビオトープ」とは、生きものが生きものらしく生きられる場所です。生きものの生息のために特別の仕事をを行った場合に支払います。水田ビオトープは、田んぼを米だけでなく、生きものの生息場所としても位置づけるショーウィンドウでもあります。それは子どもや都会人だけでなく、百姓にとってもまなざしの復元と転換になるのです。

- 8：冬季水張り水田：冬鳥の餌場やねぐらとして（20,000 円／10a）
秋期水張り：秋アカネの産卵支援（10,000 円／10a）
- 9：休耕田の水張り（20,000 円／10a）
- 10：ビオトープの公開（40,000 円／10a）
- 11：水田と生きものが行き来できる水路構造の維持（5,000 円／10a）
- 12：冬季の水流の確保（5,000 円／10a）
- 13：畔下の溝切り（江の設置）
- 14：「地域メニュー」これ以外のビオトープについては、委員会で定める

【生物多様性の表現・伝達・記録】

生きもの調査などに基づき、田んぼの生きものの生息リスト作成し、公開します。これは生物多様性の表現でもあり、環境評価の手法となりうるものです。

- 15：たんぼの生きものの台帳作成（20,000 円／農家）
環境調査の結果に基づき、田んぼや周辺の自然環境を表現する台帳をつくり、必要があれば公表する

第 2 グループ「伝統技術の保全」

近代化される前の技術の多くは環境保全的でした。なぜなら現代の自然環境は、近代化される前の時代の百姓仕事によって形成されたものだからです。

- 16：畔塗り（畦塗り機によるものも含む）
- 17：棚田の石垣の手入れ（除草剤散布をしている場合は対象とならない）
- 18：堆肥の利用（5,000 円／10a）
- 19：地域資源の活用：ワラ、籾殻、落ち葉、堆肥、刈り敷き（2,000 円／10a）

- 20：レンゲなどの緑肥作物の栽培（5,000 円／10a）
- 21：手植えの苗代（5,000 円／10a）
- 22：伝統的な品種の栽培（10,000 円／10a）品種は地域委員会で定める
- 23：湿田の保全（10,000 円／10a）
- 24：手植え（10,000 円／10a）
- 25：架け干し（10,000 円／10a）
- 26：ニオ積み・藁積み（10,000 円／10a）
- 27：水苗代（10,000 円／a）
- 28：二毛作の実施（10,000 円／10a）
- 29：池干し（1,000 円／灌漑面積 10a）
- 30：冬鳥の越冬場所となるため池（50,000 円／池）
- 31：「地域メニュー」これ以外の伝統技術についても、地域委員会で内容と単価を定めて対象とする。

第3グループ「環境技術の実施」

「環境技術」とは意識的に自然環境を守り、支えるための技術を言います。

- 32：農家自らの発生予察：虫見板の利用（2,000 円／10a）
- 33：有機農業技術（50,000 円／10a）
- 34：減農薬栽培（20,000 円／10a）減農薬技術の内容については地域で定める
- 35：湛水管理：田植後 30 日間の湛水（5,000 円／10a）
- 36：冬季不耕起（5,000 円／10a）
- 37：輪作（10,000 円／10a）
- 38：無化学肥料栽培（5,000 円／10a）
- 39：減化石エネルギー技術（10,000 円／10a）
- 40：休耕田の管理（10,000 円／10a）水生植物の栽培など
- 41：減収の技術（20,000 円／10a）くわしい内容は地域で定める
- 42：「地域メニュー」ここに掲げる以外の環境技術や、「環境技術」の詳細は別に地域で定める

第4グループ「農家自らの調査研究の実施」

【土壌分析・水質分析】

- 43：土壌分析：多量要素、微量元素（5,000 円／10a）
分析の結果にかかわらず、分析を行うことに対して助成する
- 44：水質分析：入水と出水の水質（5,000 円／10a）
分析の結果にかかわらず、分析を行うことに対して助成する
- 45：地下水分析：周辺の地下水（20,000 円／農家）井戸水などの分析
分析の結果にかかわらず、環境を把握するための分析を行うことに対して助成する
- 46：有機物の量：土の中の有機物の望ましい含有率は一般値が示されているので、地域の土壌によって、栽培作物によって定めて評価する。基準以上の土に支援（10,000 円／10a）
- 47：土壌生物の量（検討課題とする）
- 48：作土の保全：転用した場合には、作土を農業に活用する。埋め立ては禁止する（50,000 円／10a）
- 49：水質指標にかなう（10,000 円／10a）
「水質指標」は窒素を指標とし地域ごとに定める。つまり上流部分の負荷を除いたものになる。

【技術研究】

- 50：「地域メニュー」環境技術の試験研究田（50,000 円／10a）
農家自らが環境を守る技術の試験研究計画を立て、広域委員会で承認されれば、個人やグループで研究する場合に支援する。計画書と報告書の提出が必要。その内容は地域で定める。
- 51：その公開。試験研究田の一般公開、試験結果の公表行為にたいして、支給する。
（200,000 円／農家）

第5グループ「風景の保全・創造」

風景を意識的に保全・創造していく仕事に対して支払います。

52：「風景の調査と保全計画の策定」：「環境支払い審議会」が定めた「風景保全マニュアル」によって、調査し、計画を営農計画の一部として策定する。（20,000円／農家）

53：畦や農道など彼岸花などの植栽（2,000円／10a）

彼岸花以外の植物については、地域委員会で定める。

54：レンゲなどの景観作物の栽培（10,000円／10a）花を全うさせること

55：「風景指標」による評価（10,000円／10a）

「風景指標」は別に、地域ごとに定める。しかし、風景評価は研究や検討が遅れているので、実施は数年後になる。

56：気象緩和機能に対して、「気象緩和指数」に基づき支給する。（2,000円／10a）

「気象緩和指数」は地域で定める。

57：緑地空間（市街化区域）（50,000円／10a）

58：「地域メニュー」ここに掲げる以外の風景保全の取組み内容は地域で定める

第3章 畑作・果樹作の営みへの環境支払い（茶園や花の栽培も含む）

—略—

第4章 畜産の営みへの環境支払い

—略—

第5章 農家の経営・暮らし・集落の活動への支払い

I：ふるさと支払い（基礎支払い）

(1)なぜ支払われるのか

・水田や畑地などの耕作があたりまえに行われていることによって、多面的機能の土台が保持されていることに着目して、必ずしも生産コストに反映されていない仕事の対価を支払う

(2)支払われる仕事と金額

・次の仕事のうち2項目以上を行っていることを条件に、20,000円／戸を支払う。
・ただし、中山間地では、30,000円／10aとする。（法人と集落営農については別に定める）

(3)手続き

・この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する

【基礎支払いメニュー】

「私」のための計画だと位置づけるのではなく、「公」的なものを守るための計画と位置づけて支援を行います。現行の「エコファーマー」や「認定農業者」の改善計画はここで統合されます。

- 1：環境保全計画の立案
- 2：資材投入計画の立案
- 3：地域循環計画の立案
- 4：投入産出分析：外部経済計算式による（外部経済計算式は早急に決定する）
- 5：エネルギー収支計算：計算式による（エネルギー収支計算式は早急に決定する）
- 6：作付け計画：輪作・連作

Ⅱ：めぐみ支払い（多面的機能支払い）

- (1) 基礎支払いを受けている農業者は、さらに自然環境の保全に寄与する次の「環境支払い」を申請することができる
- (2) この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する
- (3) この支払いは、次の5つのグループの支払いメニューからそれぞれ2つ以内を選択できる。

【環境支払いメニュー】

第1グループ「農業経営」

【環境表示】

ごはん一杯で涼しい風が30秒つくられ、赤トンボが1匹育ち・・・などという表示をすすめ、食べ物と自然環境を結ぶための助成です。

141：農産物への環境表示：シールやパンフレット（5,000円／10a）

142：圃場での環境表示：看板などで（10,000円／10a）

【有機・特別栽培認証】

これらの栽培を国が本気ですすめるとすれば、認証費用は原則として全額助成すべきものです。

143：有機認証費用への助成（費用の半額）

第2グループ「交流」

【農のめぐみの共有】

144：直売所の運営または産直の実施（50,000円／農家）

145：消費者との体験交流（50,000円／農家）

【グリーンツーリズム】

グリーンツーリズムとは、国民が生きる土台を実感するために求めている教育プログラムです。これを「私」が行うことへの助成は早急に確立します。

146：オーナー制度への助成（20,000円／10a）

147：農家民宿（1,000円／利用者1人）

【農業体験教育】

個人で行うものや地域や学校や組織と連携して行う体験教育へ支援します。

148：体験教育：減農薬・減化学肥料か伝統技術であることを条件とする。（50,000円／10a）

畑・果樹園・畜産もこれに準じます。

149：環境講座（1,000円／参加者1人）公開することを条件とする

150：農家の研修費用（30,000円／1人）農家6人まで

151：地域外との交流を行う交流施設の運営費（50,000円／農家）

152：農業を障害者などの就労支援、あるいはセラピーに活用する（30,000円／10a）

第3グループ「集落活動」

【集落施設の手入れ】

- 153：農道（道路）の草刈り（30,000 円／農家）
- 154：農道の補修（50,000 円／農家）
- 155：防風林の手入れ（50,000 円／農家）
- 156：巨樹の保存（10,000 円／樹）
- 157：「地域メニュー」そのほかの施設については、地域で定める。

【地域資源の活用】

- 158：地域循環の達成（50,000 円／農家）
- 159：里山の利用（50,000 円／農家）
- 160：共有地の利用（50,000 円／農家）
- 161：水力発電・水車などの設置・復活など（額は広域委員会が定める）
- 162：水車利用（10,000 円／農家）
- 163：バイオマスエネルギーの利用（10,000 円／農家）
- 164：生ごみ循環（50,000 円／農家）
- 165：籾殻燃料（10,000 円／農家）
- 166：里山燃料（10,000 円／農家）
- 167：エアコンを使わない暮らし（10,000 円／農家）
- 168：50%以上を自給している学校給食への校区内からの食材供給（5,000 円／10a）
- 169：「地域メニュー」そのほかの行為については、地域で定める。

【耕作放棄地解消】

- 170：地域で共同で行う場合には、1回あたり 10,000 円／農家

【自然災害への対応】

- 171：安全対策（リスクマネジメント）自然災害への対応活動。1回あたり 10,000 円／農家。

第4グループ「伝統の保持活動」

【伝統行事】

- 172：祭、農村芸能など地域で残すべきと決めた行事について、一件 200,000 円以下
- 173：食料の自給（20,000 円／農家）「自給指標」の 50%以上（自給指標は別に定める）
- 174：農産物の加工（加工品の自給率 80%以上）（5,000 円／農家）
- 175：伝統料理：努力して保存しないと滅びる食材や料理法（50,000 円／農家）
- 176：75 歳以上の農家の就業（10,000 円／10a）

第5グループ「風景の保全」

【風景の保全】

- 177：「地域景観協定」の立案と締結
- 178：伝統的な家屋の外観（20,000 円／戸）
- 179：よく手入れされた屋敷林や生け垣（10,000 円／戸）
- 180：茅葺き屋根の伝統家屋（50,000 円／戸）
- 181：里山の保全（10,000 円／10a）集落の共有地とそれに準じるもの。
- 182：「地域メニュー」地域の景観でとくに大切なもの、危機に瀕しているものを、地域で話し合っ
て選定する。（20,000 円／1 件）

<参考：環境支払いを利用した農業経営のイメージ>

農ネットが提唱する環境支払いメニューにもとづいて、平均的な水稲農家の経営をシミュレーションしてみました。水稲単作では、2～3haの規模がないと所得は発生しません。この経営の場合、兼業収入をつぎ込むことで経営が持続可能となります。この例では、直接支払いがなければ70,000円の赤字のところ、775,000円の所得を得られることとなります。そうすることで、無理なく経営の継続が可能となります。

【事例1：1.5ha水稲兼業農家の場合】

氏名	茨城太郎	
経営類型	水稲単作	(兼業)
耕地面積 ha	2.0	
水稲 ha	1.5	
転作田 ha	0.5	
経営概況	販売額 円	2,060,000
	経営費 円	2,130,000
	環境支払い	845,000
	農業所得 円	775,000

グループ等	支払いメニュー	単価 円	数量	支払額
【水田の営み】				
◎基礎支払い		10,000	15	150,000
◎めぐみ支払い				
・生物多様性	生き物調査	20,000	1.0	20,000
	草花調査	20,000	1.0	20,000
	指標動物	10,000	1.0	10,000
・伝統技術	堆肥利用	5,000	10.0	50,000
	・環境技術	減農薬栽培	20,000	15.0
	湛水管理	5,000	15.0	75,000
・調査研究	土壌分析	5,000	5.0	25,000
・風景の保全	景観作物栽培	5,000	5.0	25,000
【農家の経営・暮らし・集落活動】				
◎基礎支払い		20,000	1.0	20,000
◎めぐみ支払い				
・環境表示	看板	10,000	1.0	10,000
・交流	体験教育	50,000	1.0	50,000
	農家の研修費用	30,000	1.0	30,000
・集落活動	農道草刈	30,000	1.0	30,000
・伝統の保持	食料の自給	20,000	1.0	20,000
・風景の保全	屋敷林、生垣手入れ	10,000	1.0	10,000
合計				710,000

【事例2： 12ha水稲専業農家の場合】

水稲10haの経営でも、従来の経営は所得額310万円程度です。ここに、経営面積の一部に環境支払いメニューを導入することで、282万円程度の所得がうまれます。この金額は、米1俵に換算すると3,525円になり、想定している米単価/1俵16,500円が12,975円になっても現行の所得を確保可能です。

氏名	茨城二郎		
経営類型	水稲単作	(専業)	
耕地面積 ha	12.0		
水稲 ha	10.0		
転作田 ha	2.0		
経営概況	販売額 円	13,200,000	
	経営費 円	10,094,300	
	環境支払い 円	2,820,000	
	農業所得 円	5,925,700	(環境支払い除く 3,105,700)

グループ等	支払いメニュー	単価 円	数量	支払額
【水田の営み】				
◎基礎支払い		10,000	50.0	500,000
◎めぐみ支払い				
・生物多様性	生き物調査	20,000	10.0	200,000
	草花調査	20,000	10.0	200,000
	指標動物	10,000	10.0	100,000
・伝統技術	堆肥利用	5,000	50.0	250,000
・環境技術	減農薬栽培	20,000	50.0	1,000,000
	湛水管理	5,000	50.0	250,000
・調査研究	土壌分析	5,000	10.0	50,000
・風景の保全	景観作物栽培	5,000	20.0	100,000
【農家の経営・暮らし・集落活動】				
◎基礎支払い		20,000	1.0	20,000
◎めぐみ支払い				
・環境表示	看板	10,000	1.0	10,000
・交流	体験教育	50,000	1.0	50,000
	農家の研修費用	30,000	1.0	30,000
・集落活動	農道草刈	30,000	1.0	30,000
・伝統の保持	食料の自給	20,000	1.0	20,000
・風景の保全	屋敷林、生垣手入れ	10,000	1.0	10,000
合計				2,820,000

V 日本型環境支払いを核とした農業政策の組み立て

1. 日本の農業政策

既に触れたとおり、1戸あたりの経営面積が欧米各国に比べ桁違いに小さな日本において、スケールメリットを追求した「強い農業づくり」が展開されています。このまま、自由競争にもとづく経済優先の政策が進められれば、ねらい以上に農家数は激減し、一部の大規模経営では担えずに、農地も地域社会も崩壊するのではないかと危惧します。そして、いつまでも農業は「時代に取り残された、衰退産業」との扱いを受けることになるでしょう。

貿易自由化交渉においても、一部とはいえ高関税を維持することは難しく、むしろ現政権では、農産物交渉が貿易交渉の障害になることをきらって、主体的に関税引き下げ、廃止に動くのではないかとさえ感じます。そのような状況で、国内の農業対策が、競争力強化だけに走れば上述した事態になることでしょう。それでは、政治も行政もあまりに無責任です。

2. 生産と所得の切り離し

行き過ぎた資本主義に対する見直しの機運はあるものの、世界的な貿易自由化の流れを止めることは現実的に考えて難しいことです。そのような状況でも、農家経営が貿易自由化による影響を受けずに、安定して持続できるようにするため、「農産物価格」から所得を切り離す必要があります。

EU共通農業政策（CAP）に代表される、デカップリング（生産と所得を切り離す）政策がひとつの手本になります。農ネットの提唱する環境支払いは「環境」に焦点を当てたデカップリング政策です。

3. 環境支払いを本格的に導入した場合の必要な財政規模

政策として進めていく上で必要な財政規模見直し、財源の確保は不可欠です。今回初めて試算してみました。まだ基礎数値の設定根拠が不十分ですが、試算の前提を明らかにすることにより、多くの人の手で現実に近づくことを期待します。

（1）試算にあたっての考え方

① 所得額のどの程度を補助金でまかなうべきか。

EUの中でも共通農業政策からの支払いが多い主要国では、所得額の9割以上が補助金で占められています。加盟国全体でも半分以上（62%）を補助金が占めています（表4）。特に畑作経営においては主要国で110~130%、全体でも98%と所得のほぼすべてが補助金によって確保されているといえます（表6）。

これらを踏まえて、所得額と同額を補助金の額にしたいところですが、財源の確保と国民の理解醸成の必要性を勘案して、補助金の比率を所得額総額の50%に設定します。また、当面1経営体当たりの補助額に250万円の上限を設けます。

② 対象の経営規模を考慮した制度とするか

EUでは、規模が大きいほど恩恵を受ける制度になっているようです。基本的には、経営規模を問わず、取り組み内容を評価する制度にします。しかしながら、財源確保の必要もあることから、上限額を設定し（250万円/戸）、財源の確保状況に応じて上限額を引き上げる必要があります。

③ 価格政策をどのように転換するか

EUで行われているように、直接支払いの本格導入は、農産物価格の引き下げを伴います。価格引下げによる消費者保護と直接支払いによる農家保護は表裏の関係だからです。

この際考えなければならないのは、250万円の上限設定をした場合に、価格引下げが先行すると大規模層ほど経営の打撃が大きくなることです。速やかに上限額の積み増し、財源の拡大、

経過措置として、一定の価格支持政策の維持等の検討が必要です。

※ 以下の表5～8は石井圭一氏(東北大学)「EU共通農業政策化の農業経営構造」資料より抜粋して使用しています。

表5 EU主要国の農業経営の構造 (2006年)

	総産出額 上段：ユーロ 下段：千円	補助金 上段：ユーロ 下段：千円	経営純所得 上段：ユーロ 下段：千円	経営純所得 に占める補助金の割合 %
ドイツ	179,763 23,729	33,175 4,379	34,350 4,534	97
フランス	125,776 16,602	27,627 3,647	30,230 3,990	91
イギリス	206,642 27,277	47,032 6,208	36,113 4,767	130
EU27 平均	63,110 8,331	12,133 1,602	19,700 2,600	62

表6 畑作経営の経営構造

経営純所得(A)ユーロ 千円	補助金(B) ユーロ 千円	B/A (%)
36,353 4,799	48,246 6,368	133
29,524 7,857	36,580 4,829	124
51,583 6,809	57,972 7,652	112
17,379 2,294	15,159 2,001	98

④ 支払い対象とする経営類型を仕分けるか

今回の試算に当たっては、畜産を除いています。

フランスにおける経営類型(タイプ)別の補助金額(表8)をみると、全体では27.4千ユーロ、普通畑作で39.9千ユーロですが、蔬菜園芸は3.8千ユーロと低水準です。蔬菜園芸は多くが市場流通に乗っていることが理由と思われるので、日本も同様のことが言えるので、当面補助額は低水準になると想定します。しかし、支払い対象から除くことはせず、環境支払の支払い対象となる取り組みの普及拡大を目指します。

表7 経営あたり直接支払受給額

	EU25 2006年 (ユーロ)
EU 直接支払い	8,780
カップリング	1,500
デカップリング	7,280
加盟国直接支払	1,330
農村振興直接支払	1,970
その他	120
計 ユーロ (千円)	12,200 (1,610)

表8 フランスの農業経営タイプ別経営所得と補助金(2005)

単位：千ユーロ

	全体	普通畑作	蔬菜園芸	酪農	肉牛
収入	153.8	153.4	230.3	133.2	100.3
総産出額	126.4	113.5	226.5	110.0	62.2
補助金	27.4	39.9	3.8	23.2	38.1
費用	125.8	129.3	199.6	104.4	76.1
経営所得	28.0	24.1	30.7	28.8	24.2
(直接支払いの内訳)					
耕種部門	14.7	35.8		8.2	3.0
畜産部門	8.5	2.4		9.7	24.8
条件不利地	1.6	0.1		2.4	4.1
環境支払	1.7	0.9		2.1	4.4
その他	0.9	0.7		0.8	1.8
計	27.4	39.9		23.2	38.1

(2) 環境支払い実施に要する財政規模は当面 5,772 億円(畜産除く)と試算

農林業センサス 2015 のデータを用いて、平均数値を用いての試算を行います。厳密な計算を行うには配慮しなければならない事項は多岐にわたると思われませんが、今回はおおまかな雰囲気を把握するために行います。

畜産を除いた耕種部門で計算します。基本となるデータは、「販売金額規模別の経営体数」です。

試算した結果、所得総額の 50%相当を支払うとした場合は、1兆 143 億円の財源が必要です。

一方、自治体農ネットワーク提言に従い、1戸当たり 250 万円を上限とした場合は 5,772 億円が必要という結果が出ました。以上の試算をした結果が表 9 です。

なお、具体的な試算は表 9 に示しました。支払額が 250 万円を超える販売金額規模は 1,500 万～2,000 万円の層です(表 11)。水稻専作で試算すると約 10ha～15ha 規模の経営が想定されます。

<計算の方法 (表 9 の見方)>

計算① 1戸当たり販売金額 =販売金額規模別に、販売金額各層の中間値×0.88(補正值)

計算② 1戸当たり直接支払額 =販売金額×所得率(0.374)×50%(表 10 試算 1)

計算③ 所得の 50%直接支払の場合の支払額合計(億円) =1戸当り販売金額×戸数の合計

計算④ 上限額 250 万円の直接支払額合計(億円) =販売金額規模別に、所得の 50%が 250 万円を上回る区分は、支払額 250 万円で再計算します。(表 10 試算 2)

表 9 試算に使用した表の抜粋 (元の表は 次ページ表 11 に記載)

各層の中間値 万円		75	150	600	850	7500	15000	
販売金額規模 万円	合計	50 ~ 100	100 ~ 200	~	500 ~ 700	700 ~ 1,000	5,000万 ~ 1億	1~3億
	戸数	1,377,266	211,374	165,978	47,975	49,441	10,451	4,722
①販売金額 万円/戸		66	132		528	748	6,600	13,200
②直接支払 万円/戸 ※1		12	25		99	140	1,234	2,468
③直接支払所得の 50% 億円	10,501	261	410		474	692	1,290	1,166
④直接支払上限 250 万円 億円	5,903	261	410		474	692	261	118
総所得 億円	21,002	522	819		947	1,383	2,580	2,331

※1 一律、平均所得率 0.374 を掛けているため、実際の所得額とは乖離があります。

表 10 環境支払い実施時に要する財政規模の試算

	単位：億円	
	全国	茨城
経営体数 戸	1,377,266	57,989
試算 1：直接支払い額(一律所得の 50%) 計	10,501	450
試算 2：直接支払い額(上限 250 万円) 計	5,903	256
総所得額 計	21,002	900

2015(H27)農林業センサスから試算

表 1 1 財政規模の試算に用いたデータ

平成 27 年		25	75	150	250	400	600	850	
販売金額規模 万円		販 売 な し	50 万円 未 満	50 ～ 100	100 ～ 200	200 ～ 300	300 ～ 500	500 ～ 700	700 ～ 1,000
<全国>	合計								
戸数	1,377,266	132,034	470,357	211,374	165,978	89,339	85,221	47,975	49,441
販売金額 万円/戸			22	66	132	220	352	528	748
直接支払 万円/戸			4	12	25	41	66	99	140
所得の 50% 億円	10,501		194	261	410	368	561	474	692
上限 250 万円 億円	5,903		194	261	410	368	561	474	692
総所得 億円	21,002		387	522	819	735	1,122	947	1,383
<茨城>									
戸数	57,989	5,411	19,845	9,324	6,906	3,518	3,227	1,866	2,105
販売金額 万円/戸			22	66	132	220	352	528	748
直接支払 万円/戸			4	12	25	41	66	99	140
所得の 50% 億円	450		8	12	17	14	21	18	29
上限 250 万円	256		8	12	17	14	21	18	29
総所得 億円	900		16	23	34	29	42	37	59

(つづき)		1250	1750	2500	4000	7500	15000	40000	50000
販売金額規模 万円 (億円)		1,000 ～ 1,500	1,500 ～ 2,000	2,000 ～ 3,000	3,000 ～ 5,000	5,000 ～ 1 億	1～3 億	3～5 億	5 億以上
<全国>									
戸数	43,676	23,344	23,181	18,346	10,451	4,722	896	931	
売上げ万円/戸	1,100	1,540	2,200	3,520	6,600	13,200	35,200	44,000	
直接支払い万円/戸	206	288	411	658	1,234	2,468	6,582	8,228	
所得の 50% 億円	898	672	954	1,208	1,290	1,166	590	766	
上限 250 万円 億円	898	584	580	459	261	118	22	23	
総所得 億円	1,797	1,345	1,907	2,415	2,580	2,331	1,180	1,532	
<茨城>									
戸数	1,970	1,147	1,043	877	495	192	28	35	
売上げ万円	1,100	1,540	2,200	3,520	6,600	13,200	35,200	44,000	
直接支払い 万円/戸	206	288	411	658	1,234	2,468	6,582	8,228	
所得の 50% 億円	41	33	43	58	61	47	18	29	
上限 250 万円	41	29	26	22	12	5	1	1	
総所得 億円	81	66	86	115	122	95	37	58	

4. 環境支払いの財源確保の見通し

(1) 環境支払いに振り向ける事業

平成29年度予算から、環境支払いに振り向け可能と思われる予算を拾ったのが表12です。さらに詳細な検証が必要ですが、現行直接支払いの予算はすべて振り向けます。そのほか、大胆な政策変更により、行き過ぎた「競争力強化」予算は振り替えます。農地の集積、水田の大区画化、強い農業づくり交付金の一部などがそれにあたります。

中山間農業ルネッサンス事業のように、中山間地対策を謳っていても、単に中山間地に平地農業の競争力強化を持ち込んだような事業は、環境支払いに振り替えます。

(2) 従来 of 用途を維持する事業

公共事業として批判も受ける土地改良関係予算では、条件の悪い水田の整備、老朽化した設備の改修等基礎的な財源は維持します。また、水田の畑地化等にかかる予算も維持します。

園芸関係は、当面、水田に比べて環境支払いへの対応が進みにくいことが想定されます。また、価格及び品質の市場競争力をもつものも少なくないことから、市場経済の中で経営展開しつつ、環境支払いを受けられる取り組みを追及し、より安定した経営の樹立を目指すことも必要と考えます。そのような前提で、共用施設の整備、生産施設の整備に一定の予算を維持します。

(3) 確保できる財源規模

現行予算の振替で対応する前提では、7,553億円が確保できます。

農ネット環境支払いの主旨に近い補助金として、EUの「農村振興支出」（表13）を見ると、主要国の支出総額はドイツで7,210億円、フランスで7,263億円となっており、おおむね妥当な水準と思われます。

表12 財源の確保（平成29年度予算のうち環境支払いに振替可能と思われる予算）

事業名	予算額	備考
○日本型直接支払い		769億円
・多面的機能支払い	482億円	
・中山間地域等直接支払い	263億円	
・環境保全型農業直接支払い	24億円	
○水田フル活用と経営安定対策の実施		6,560億円
・水田フル活用の直接支払い交付金	3,150億円	
・畑作物の直接支払交付金	1,950億円	
・収入減少影響緩和対策交付金	746億円	
・米の直接支払い交付金	714億円	
○担い手への農地集積・集約化による構造改革		1,189億円
・農地中間管理機構による担い手への農地集積	155億円	
・農地の大区画化等の推進（農業農村整備事業内）	1,034億円	
○人口減少社会における農山漁村の活性化		224億円
・中山間農業ルネッサンス事業	2億円	
・強い農業づくり交付金等5事業内の優先枠	213億円	
・再生可能エネルギー導入等推進	9億円	
計		7,553億円

表 1 3 EU主要国の農村振興 (2000-2006) の支出構成 (単位：%)

	農業環境支払	条件不利地域助成	投資助成・青年農業者・技能研修	農産物加工販売促進	早期引退奨励	地域振興・適応推進	支出総額 100万ユーロ (億円) *2	構成比 %
ドイツ	49.9	16.7	3.6	2.7	0.1	22.0	5,462 (7,210)	16.6
フランス	28.6	29.3	10.8	5.0	2.2	12.9	5,502 (7,263)	16.7
イギリス	43.4	29.4	1.5	2.3	0.0	7.4	1,194 (1,576)	3.6
EU15 *1	43.6	20.8	6.6	3.4	4.5	10.6	32,939 (43,479)	100.0

*1 主要15カ国平均 *2 1ユーロ132円で換算

VI. むすびに

農ネットは、早くから「環境支払い」を提言し、そこに向かっての方法論も提示してきました。そのことによって、生き物調査の手法や考え方などが生協活動や行政の施作に反映されてきたと自負しているところです。しかし、その効果は限定的で、我々の主体的な取り組みが直接政策を動かすまでには至っていません。なおかつ、経済優先に特化した現在の政府にあっては、様々な規制撤廃の中で自由競争のできる環境整備に猛進しており、実現の見通しはさらに不透明になりました。

農ネットの提言している「環境支払い制度」は、農家の所得確保策ではありません。あくまでも、国民が「農的環境」の価値を評価し、タダではないことに気づいてもらうためのものです。しかしながら、「カネにはならない価値」といいつつ、それを維持するためには、それを任っているヒトの営みに経済的な保障が必要です。「カネを生まないものに、なぜ税金を投入するか」ではなく、国民が農的環境の価値を評価し、主体的に税金で支えようとする社会を望んでいます。

そんな私たちの思いをよそに、日本の政策は、商売に負けないための競争力強化一辺倒で盲進しています。このままでは、商売にも負け、日本の農的環境も崩壊してしまうでしょう。今の政策に明るい展望をもつことはできません。

農ネット政策提言の実現に向けて最も重要なのは、国民全体のみならず農家自身に、いかに「農的環境」の価値を気づいてもらうかだと考えています。農家は、農的環境は空気のように、あって当然のものにとらえて、その価値に気づかずにくらしてきました。近年は、第三者がそれを評価する動きがあります。もちろんそれは願ってもない動きですが、当事者がその価値に気づき、自信をもって情報発信することが、最も強い力となります。国民の付託を受け、その対価として胸を張って環境支払を受けとれる時代が待たれます。

環境支払い政策を軸とした農業・農村政策の提言

2014年7月26日
自治体“農”ネットワーク

I. はじめに

私たち「自治体“農”ネットワーク」では、1995年の発足以来、つねに環境支払い政策を日本の農政の中心に据えるべきだと主張してきました。それは、農が単に食料を生産する産業ではなく、日本の国土、文化、暮らし、生活、人間を含めた多くの生きもの（動植物、昆虫、他）、自然環境を守り、維持していくための土台となっているからです。

その営みから生み出される多くの「恵み」は国民全体の社会的共通資本と言えるものなのです。これらの「恵み」を評価する道具は、これまでどこからも示されていませんでした。国からは、農業の持つ多面的機能としての評価が示されてはいますが、不十分なものです。

いま、我が国はTPP（環太平洋経済連携協定）に参加し、よりグローバルな経済構造に移ろうとしています。私たちはこのTPPについては全面的に反対していますが、これを受け入れようと受け入れまいと、我が国の農の営みを続けて行くことのできる政策として、自分たちの食料は自分たちで守るという、基本的な政策としてこの「環境支払い」を世に問うていきたいと考えています。農は、国民の宝、日本の土台なのですから。

< 提言の構成 >

I	はじめに	
第1部	環境支払いの理念	28
第2部	環境支払いの具体案	32
第1章	環境支払いと環境評価委員会	32
第2章	水田の営みへの環境支払い	33
第3章	畑作・果樹の営みへの環境支払い	36
第4章	畜産の営みへの環境支払い	39
第5章	農家の経営・暮らし・集落の活動への支払い	42
	< 解説編 >	45
第3部	地方の環境支払いの事例	55
第4部	環境支払いについてのQ&A	56

第1部

環境支払いの理念

なぜ環境支払いが必要なのか

1. 農の論理、農の倫理

(1) アグリミニマム・アグリチェックの提案

1993年、アメリカの圧力等によってコメが市場開放された時、私たちは、その翌年の8月に、日本農業の再生に向けて、「自治体みらい農業政策提言」を提案しました。

提言の基調は全国の自治体でアグリミニマムを定め、保全・再生のための取り組みを地域から進めていこうというものです。アグリミニマムとは「人が地域で、人間らしく生きるために最低限必要な農的環境（ひとの命と暮らしを持続可能にしていく環境）」のことです。農業は食料を生産するだけでなく、私たちのいのちと暮らしに必要な自然、文化、環境、を育ててきました。こうした社会的共通資本としての農的環境が、それぞれの地域で、今、どういった状態におかれているのかを地域の生活者で点検する取り組みがアグリチェック（＝地域の健康診断）です。「生きもの調査」はその基本ツールとして取り組みました。

(2) 「農の恵み」がひとの暮らしの原点

2010年10月、当時の前原外相がTPP推進の立場から、「日本の第1次産業のGDPはわずか1.5%、そのために98.5%を犠牲にしてよいのか」と発言しました。

しかし、私たちは、地域の農的環境が壊れると、地域の経済、社会が壊れる。1.5%が壊れると、98.5%が、国全体が壊れて行くと考えます。「農の恵み」がひとの暮らしの原点、これこそが「農の論理」なのです。

(3) グローバル化、経済成長主義に地球の未来はあるのか

アベノミクスに象徴される、グローバル化、経済成長主義に、果たして地球の未来はあるのでしょうか。「モノ・カネ」が世界の目標・価値となり、経済成長に固執する限り、確実に、人類、地球の未来は破滅にむかっていきます。非グローバル、非成長の経済価値・生活を実践していくことにこそ人類の展望があるといえるでしょう。

(4) 「農の恵み」を持続可能とする「環境支払い」の提案、そこに「農の論理」と「農の倫理」がある

市場には心がない、モラルがない、いまこそ、「カネ、モノ」ではなく「いのち、環境」を価値基準にした社会への転換が求められています。

「いのち、環境」を価値基準にした社会の転換の鍵は農的環境、「農の恵み」です。この国では、いつのまにか、「農の恵み」はタダで提供されて当たり前と思われてきました。「農の恵み」こそが、最低限の「安全で健康で文化的な生活」を保障してくれるのです。これが「農の倫理」といえるものです。いまこそ、「農の恵み」を持続していくための手立てが必要です。それが、「農の論理」と「農の倫理」、私たちからの新しい環境支払いの提案です。

2. 産業政策から環境政策への転換

近代化がもたらした「豊かさ」「便利さ」は、効率を優先させるばかりに、大きくすれば効率が上がるような幻想を作り上げてきたのです。当然、産業として位置づけられた農にも同じことが行われてきました。

さて、大規模化がもたらしたのものには効率の悪いものも沢山あります。まず、生産物を運搬するための莫大なエネルギーです。また、少量多品目の生産から、モノカルチャー化し、一つの失敗が大きな損失につながっていきます。きめ細かな管理がおろそかになりやすく収穫ロスも拡大します。

いまこそ、私たちは、失った農の恵みを私たちの手に取り戻す必要があります。そのためにも、農業政策を産業政策から農・環境政策へ徐々に移行させて行かなければなりません。

3. 美しい村なくして美しい国なし

美しい村とは、人々が幸せになれる社会、人々が幸せになれる社会は、経済的な豊かさ、暖かな家庭、老後の保障、地域の生活の中に居場所と出番がある、美しい景観等多様にわたっており、言い換えれば、小さな経済、小さな社会、住民の知識と技を生かせる社会ともいえます。ひとの営みが創り出した美しさであり、その土地でなければ経験できない独自の景観や地域文化を持つ村が美しい村なのではないでしょうか。

安倍首相がいう「美しい国」は、活力とチャンスと優しさに満ちあふれ、自律の精神を大事にする、世界に開かれた「美しい国・日本」と定義されていますが、意味不明です。活力とチャンスに満ちあふれ、規制改革会議が進める農業の工業化＝アグリビジネス化が成功したとしても、そこに生活する人の土台は確実に壊されます。「美しい村」が消えていくのです。「美しい村」なくして「美しい国」はないのです。

4. 豊穰なる自給の意味

(1)「分業」がもたらした自給率の低下

しかし、ここまで、国の自給率が下がった原因は、ひたすらに、食料は外国から安く買うという「分業」にあることを忘れてはなりません。

農家にも「分業」は進んでいます。その結果、従来の農家のこだわり、「自分が食べるものくらいは自分で作る」から、「無理していろいろ作るより買った方が安い」、といった価値観が定着、農家、地域間での「分業」も広がっています。

(2)食料だけでなく、様々な「自給」に取り組もう

このような「分業」によって農家から食料以外の多くの「自給」も失われてきました。

農家が自給してきたのは、暮らしの中の日用品、エネルギー、生産資材、そして、自然など多岐にわたります。自給の大切さを国民の理解を広げるためにも、まずは農家自身が様々な自給を取り戻していく必要があります。

また、地産地消は農産物にとどめないで、生活資材も含めて地域・生活圏で生産されたものになるべく買い求めましょう。地産地消は地域おこしまで広げましょう。

① 食料の自給

- ・地産地消が基本、できるだけ地域・生活圏で生産された農産物を食べよう。
- ・国民皆農、生活者市民も様々なスタイルで地域の農あるまちづくりに関わろう。
- ・生産者が分かる農産物を買きましょう。作った人、その田畑に思いをはせながら食べる喜びこそ自給の最大の喜び。

② エネルギーの自給

- ・小水力発電など自然エネルギーを活用する方法を取り入れよう。
- ・林地の間伐、野菜残渣の利用を進めながらエネルギーを自給しよう。

③ 材の自給

- ・家畜を飼う(地元の畜産農家と連携)、畦の草刈り、里山の下草刈り等仕事の自給を通して、堆肥や肥料を自給しよう。在来天敵昆虫の利用を進めよう。
- ・様々な暮らしの自給に取り組もう。

④ 自然の自給

- ・田んぼや畑、里山は農産物だけでなく、様々な生き物や風景などを育んでいます。それを国民みんなを支えましょう。

5. 未来社会の構想

おおよそ20年後の未来を構想します。単なる予想ではなく、こうなるようにしたいという構想です。

(1)資本主義＝経済成長が終わった後の社会の建設

明治時代に日本にセットで輸入された国民国家、民主主義、資本主義という近代化社会の構造が大きく揺らぎ、資本主義（経済成長）から終わりを迎えようとしています。経済的な豊かさが人間の幸せだという思想は、熱病のように現代を覆っていました。その弊害も大きく、非経済の豊かさは根底から崩壊の危機に立たされていましたが、これから救出と再生が始まります。

① どのようにして、次の社会を準備していくか。

農の中のカネにならない価値を再評価し、再生の手立てを立てていきます。

② 資本主義の終末を、早く、穏やかに迎えさせるか。

農は資本主義にあわないことをしっかりと証明します。農が率先して、足元から、すこしずつ資本の論理を拒否していきます。

(2)大きな物語を終えて、小さな物語のつながりへ

これからの社会は小さな物語、一人一人が地域で紡いで、ささやかでもしっかり繋いでいくようなものになります。

① 食べものに限らず、できるだけ地域で自給するようにする。

自給できるものは、自然、風景、共同体、仕事、技能、趣味、教育、習慣、家族、愛情・つまり、暮らしのほとんどを自給します。この場合の自給とは自家を超えて、共同体の内部を含みます。

② 競争社会ではなく、協働社会へ

国内での産地間競争の延長にグローバル経済化の国際競争があったことをしっかり反省し、人や他産地や他国を蹴落として行くのではなく、譲り合うシステムをつくりまします。

(3)ナショナリズムではなく、パトリオティズムを土台とする

まず国民国家があるのではなく、まず地域社会があるのです。もう一度地域社会の連携の上に国民国家を再建する気持ちで、政治は自治を土台にして、地域本位で立案します。行政の単位はできるだけ小さくして、江戸時代の「村」くらいがいいでしょう。

① 地域のことは地域で考えて、地域で決める政治を実現します。これまでの自治体の在り方もより小さい規模に戻し、農政は村から発想していきます。

② 「国益」「国富」という発想は放棄します。国民国家は地域の連合体として機能します。

(4)自然を自然にもどす

① 自然環境の保全と再生

ここでいう自然とは、田畑や村を含みます。自然に責任を負う農だからこそ、自然からの恵みを受けとることができるのです。

② 人間の中に自然を取り戻す

仕事や暮らしを通して、自然に没入し、自ずからなる境地で生きられるような社会を農がリードしてつくっていきます。

(5)農業から農へ、さらに農本へ

もともと農は“生業”でした。ところが明治以降の日本は農を近代化＝産業（農業）化することを政治の目標にしてきました。未来社会は農業から農へと回帰していくでしょう。また社会も資本主義の経済価値優勢の社会から、人間と自然の共同体を土台とした農本社会へ移行していきます。

① 「国民皆農」の実現

みんなが農業ではなく農と何らかの形でつながり、いくつかの“ふるさと”を持つこととなります。食べものや自然や育ちや教育や文化が、そこでは“自給”されることとなります。農村はみんなの共通財産として、開放され、同時に支えられています。

② 「生産性」を否定して、総合的な豊かさの生産へ

狭い経済だけの生産性は減び、カネにならない豊かな価値を生産する生業としての農が社会の土台として成立します。

③ 自然と人間が経済を超えて交感し、あたりまえの変化しない地域をいつくしむとき、地域はきれいな風景という表情を見せてきます。

6. 農ネット版「環境支払い」が農の未来をひらく

(1)「理念と豊富なメニュー」を

では、危機を好機に変えるためにはどうすればいいのか。それは「環境支払い」にきちんとした理

念を盛り込んで掲げる一方で、具体的なメニューを豊富化することです。これが誤解や反論を超えていく王道です。その考えのもとに、農ネットでは長年準備をかさねてきました。メニューについては、第2部で詳述しますので、ここでは理念について簡単に記しておきます。

◎減少する所得の補填ではなく、価値を認めて対価を支払う

市場価値はないが国民の生活に大切なものを国民の負担で支える

市場価値はないが国民の生活にとっても大切なものを、市場経済からはずして、国民の負担で支えようとするのが、「環境支払い」の理念の本意です。つまり、農業が他の産業と根本的に異なるのは、非経済価値を無償で提供するところにあるからです。

◎産業政策、市場原理偏重からの脱却

「環境支払い」は、これまでの生産振興の産業政策としての農業政策から、本格的に大きく舵を切る政策です。身近な自然環境や地域共同体や国民文化にどう責任と役割を負うかが問われる政策なのです。意識的に自然環境を支える農業への転換を意味します。この転換をすすめるための政策設計でなければ、単なるバラマキとのそしりを受けてもしかたがありません。

(2)「環境支払い」実現のための戦略

◎地域で生きるものの感性と危機感から生まれる必要

では「環境支払い」を「絵に描いた餅」に終わらせずにどうやって実現していくのか。

これまでの生産振興政策であれば、国全体のデータに基づき、中央で立案できるでしょう。しかし「環境支払い」は、地域の自然環境や百姓仕事の技術といった全国一律では把握できないものに依拠しており、そこから発想し、政策化しなければなりません。すなわち「環境支払い」の知恵は、地域で環境保全に活動してきた農家やNPOや住民やそして地方自治体の職員の感性と危機感から生まれるものでなければならないのです。霞ヶ関の官僚だけに頼っても生きた政策とはなりません。

◎国民の理解と共感

また、「環境支払い」は農家の賛意とともに、国民の理解と共感を得なくては、両者の亀裂を広げかねません。とくにTPP賛成の世論が強まりつつある中で、国民の理解を得るためには、「身近な自然環境を保全するための農業」をしっかりと打ち出すべきです。

したがって、私たち「自治体“農”ネットワーク」だけでなく、この分野で先駆的に活動してきた様々な団体・グループ・個人の意見・提言に真摯に耳を傾けるよう政府に求めます。

(3)当面の課題と提案

◎「ふるさと支払い」(全国共通の基礎支払い)と「めぐみ支払い」(各種環境支払い)

私たちは、地域のさまざまな農業の危機と、それと連動している自然環境の危機を、「環境支払い」で救出する182の政策メニューを提言します。

◎小さく地道な農の営みも含め「オールジャパン」で農と農地を守る

「ふるさと支払い(基礎支払い)」も「めぐみ支払い(多面的機能支払い)」もすべての農家を対象とすべきだと考えます。

◎自主的な選択と「評価委員会」によるモラルハザードの防止

モラルハザード、あるいはバラマキの弊害に配慮し、「めぐみ支払い(多面的機能支払い)」については、それぞれの農家、農業団体の地域事情にあった「得意とするもの」を自主的に選べるようにします。その上で、「環境評価委員会」等を設置します。

なお、「環境支払い」は地方自治体を中心になって立案し、国とともに実施していくものとして、まとめた政策メニューです。

第2部

環境支払いの具体案

(環境デ・カップリング)

第1章 環境評価委員会(要約)

巻末に、具体案の各項目に関する解説(補足説明)を掲載しています。

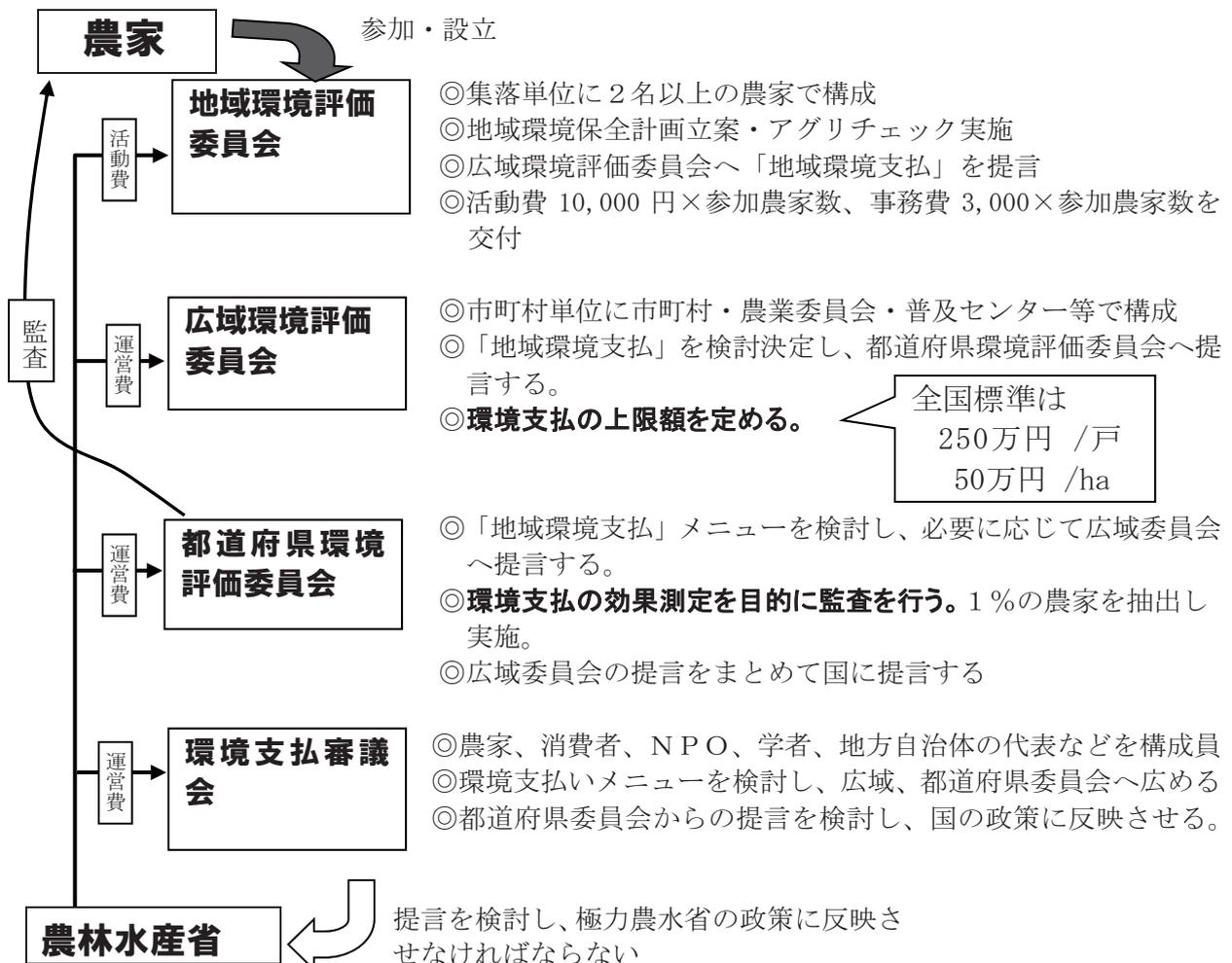
この政策は従来の政策と三つの点で大きく異なっています。

- (1) 農業の非経済的な価値が地域と国家を支えていることを評価する
- (2) 地域の実情と発想と工夫を重視し、地域に評価委員会設立
- (3) 多彩なメニューから農家自身が選択して請求する

この政策は、地域の自然環境を保全するために、自らのくらしと経営を転換するために、多彩な「支払いメニュー」から選択して、自身で請求するスタイルをとる。同時に、その成果を納税者である国民へ情報開示する義務を負う。

I：地域環境評価委員会の設立

【環境評価委員会の構成と役割】



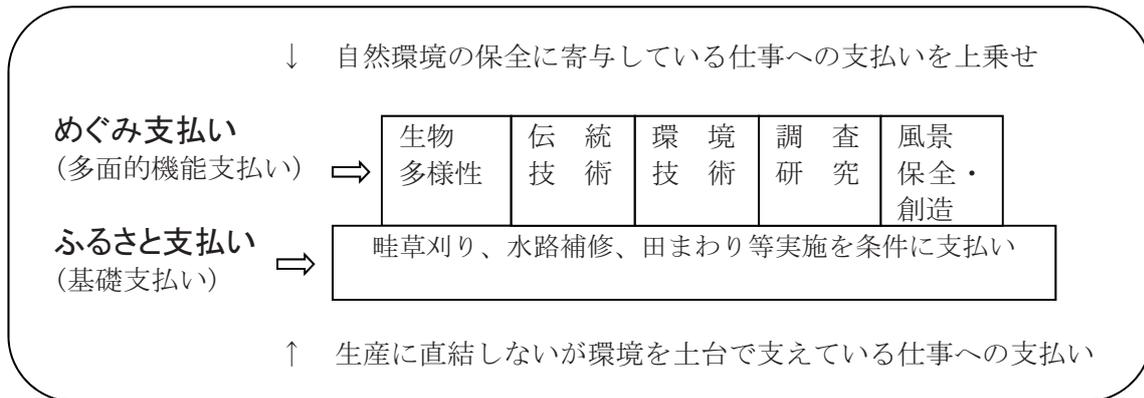
■支払いの構成

◎ふるさと支払い(基礎支払い)

農地・水路等、農の持続的な営みを支え、生産には直結しないが環境を土台で支えている仕事に支払います。

◎めぐみ支払い(多面的機能支払い)

自然環境の保全に寄与している仕事を様々な面からとらえて、支払いを上乗せします。



第2章 水田の営みに対しての環境支払い

I：ふるさと支払い(基礎支払い)

(1)なぜ支払われるのか

・水田耕作があたりまえに行われていることによって、多面的機能の土台が保持されていることに着目して、必ずしも生産コストに反映されていない仕事の対価を支払う。

(2)支払われる仕事と金額

・次の仕事のうちすべてを行っていることを条件に、10,000円/10aを払う。ただし、中山間地では、20,000/10aとする。

(3)手続き

・この支払いは農家個人(法人、集落営農組織を含む)が、地域環境評価委員会を通じて申請する。

【水田のふるさと支払いメニュー】

◎支払いのメニュー

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1：畔の手入れ | ：畦草刈り(原則4回以上とするが、回数は地域環境評価委員会で定める) |
| 2：ため池の手入れ | ：ため池の保全(手入れの内実は地域環境評価委員会で定める) |
| 3：水路・堰の手入れ | ：水路の補修、堰の維持・管理 |
| 4：田回り | ：(水管理の田回りも含める。頻度は地域で定める。) |

Ⅱ：めぐみ支払い（多面的機能支払い）

- (1) 基礎支払いを受けている農業者は、さらに自然環境の保全に寄与する次の「環境支払い」を申請することができる。
- (2) この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する。
- (3) この支払いは、一枚の田んぼにつき、次の5つのグループの支払いメニューからそれぞれ2つ以内で選択できる。（3年以上経つと、メニューを変えないといけない）

第1グループ「生物多様性の保全」

【生きもの調査】

考え方：これらの生きものは、ガイドラインにそって、農家を実施します。結果のいかんにかかわらず、調査という百姓仕事に対して助成します。

- 1：水田の生きもの調査(20,000 円／農家)
- 2：水路・ため池の調査(20,000 円／農家)
- 3：水田・畔の草花調査(20,000 円／農家)

【生きもの指標】

考え方：調査を伴うものは、農家が自主的にガイドラインに基づいて自主的に調査し、自己申告を基本とします。そのために、農家も調査能力を向上させなければなりません。

- 4：「指標動物」がいる田んぼ（畦や水路・ため池も含む）
「地域生物指標」にもとづいて自身が判定し、申請する（10,000 円／10a）
評価委員会が定めた「指標動物」のうち、50%以上が確認されれば、助成の対象となる
- 5：動物の生物多様性評価：さらに「絶滅危惧種・希少種」の数によって、4に上乗せする
絶滅危惧種や希少種は評価委員会で定める
（5種以上 50,000 円／10a、2種以上 30,000 円／10a）
- 6：「指標植物」が生えている田んぼ（畦や水路・ため池も含む）
「地域植物指標」による(10,000 円／10a)
動物に準じる
- 7：植物の生物多様性評価：さらに「絶滅危惧種・希少種」の数によって、6に上乗せする
絶滅危惧種や希少種は市町村で定める（50,000 円、30,000 円／10a）

注意事項：今後の農業の役割と責任を強化するために、農家に対する種の同定のための「教育プログラム」が公的に準備される必要があります。これは「農業改良普及センター」が環境NPOなどと協働して受け持ちます。

なお、地域の生きもの指標は、農水省が2012年に策定した「生き物指標」を参考にして、地域で選定することとします。

【ビオトープ技術(生物多様性保全技術)】

「ビオトープ」とは、生きものが生きものらしく生きられる場所です。生きものの生息のために特別の仕事をを行った場合に支払います。水田ビオトープは、田んぼを米だけでなく、生きものの生息場所としても位置づけるショーウィンドウでもあります。それは子どもや都会人だけでなく、百姓にとってもまなざしの復元と転換になるのです。

- 8：冬季水張り水田：冬鳥の餌場やねぐらとして（20,000 円／10a）
秋期水張り：秋アカネの産卵支援（10,000 円／10a）
- 9：休耕田の水張り（20,000 円／10a）
- 10：ビオトープの公開（40,000 円／10a）
- 11：水田と生きものが行き来できる水路構造の維持（5,000 円／10a）
- 12：冬季の水流の確保（5,000 円／10a）

13：畔下の溝切り（江の設置）

14：「地域メニュー」これ以外のビオトープについては、委員会で定める

【生物多様性の表現・伝達・記録】

生きもの調査などに基づき、田んぼの生きものの生息リスト作成し、公開します。これは生物多様性の表現でもあり、環境評価の手法となりうるものです。

15：たんぼの生きものの台帳作成（20,000円／農家）

環境調査の結果に基づき、田んぼや周辺の自然環境を表現する台帳をつくり、必要があれば公表する。

第2グループ「伝統技術の保全」

近代化される前の技術の多くは環境保全的でした。なぜなら現代の自然環境は、近代化される前の時代の百姓仕事によって形成されたものだからです。

16：畔塗り（畦塗り機によるものも含む）

17：棚田の石垣の手入れ（除草剤散布をしている場合は対象としない）

18：堆肥の利用（5,000円／10a）

19：地域資源の活用：ワラ、籾殻、落ち葉、堆肥、刈り敷き（2,000円／10a）

20：レンゲなどの緑肥作物の栽培（5,000円／10a）

21：手植えの苗代（5,000円／10a）

22：伝統的な品種の栽培（10,000円／10a）品種は地域委員会で定める

23：湿田の保全（10,000円／10a）

24：手植え（10,000円／10a）

25：架け干し（10,000円／10a）

26：ニオ積み・藁積み（10,000円／10a）

27：水苗代（10,000円／a）

28：二毛作の実施（10,000円／10a）

29：池干し（1,000円／灌漑面積10a）

30：冬鳥の越冬場所となるため池（50,000円／池）

31：「地域メニュー」これ以外の伝統技術についても、地域委員会で内容と単価を定めて対象とする。

第3グループ「環境技術の実施」

「環境技術」とは意識的に自然環境を守り、支えるための技術を言います。

32：農家自らの発生予察：虫見板の利用（2,000円／10a）

33：有機農業技術（50,000円／10a）

34：減農薬栽培（20,000円／10a）減農薬技術の内容については地域で定める

35：湛水管理：田植後30日間の湛水（5,000円／10a）

36：冬季不耕起（5,000円／10a）

37：輪作（10,000円／10a）

38：無化学肥料栽培（5,000円／10a）

39：減化石エネルギー技術（10,000円／10a）

40：休耕田の管理（10,000円／10a）水生植物の栽培など

41：減収の技術（20,000円／10a）くわしい内容は地域で定める

42：「地域メニュー」ここに掲げる以外の環境技術や、「環境技術」の詳細は別に地域で定める

第4グループ「農家自らの調査研究の実施」

【土壌分析・水質分析】

43：土壌分析：多量要素、微量元素（5,000円／10a）

分析の結果にかかわらず、分析を行うことに対して助成する

44：水質分析：入水と出水の水質（5,000 円／10a）

分析の結果にかかわらず、分析を行うことに対して助成する

45：地下水分析：周辺の地下水（20,000 円／農家）井戸水などの分析

分析の結果にかかわらず、環境を把握するための分析を行うことに対して助成する

46：有機物の量：土の中の有機物の望ましい含有率は一般値が示されているので、地域の土壌によって、栽培作物によって定めて評価する。基準以上の土に支援（10,000 円／10a）

47：土壌生物の量（検討課題とする）

48：作土の保全：転用した場合には、作土を農業に活用する。埋め立ては禁止する（50,000 円／10a）

49：水質指標にかなう（10,000 円／10a）

「水質指標」は窒素を指標とし地域ごとに定める。つまり上流部分の負荷を除いたものになる。

【技術研究】

50：「地域メニュー」環境技術の試験研究田（50,000 円／10a）

農家自らが環境を守る技術の試験研究計画を立て、広域委員会で承認されれば、個人やグループで研究する場合に支援する。計画書と報告書の提出が必要。その内容は地域で定める。

51：その公開。試験研究田の一般公開、試験結果の公表行為にたいして、支給する。（200,000 円／農家）

第5グループ「風景の保全・創造」

風景を意識的に保全・創造していく仕事に対して支払います。

52：「風景の調査と保全計画の策定」：「環境支払い審議会」が定めた「風景保全マニュアル」によって、調査し、計画を営農計画の一部として策定する。（20,000 円／農家）

53：畦や農道など彼岸花などの植栽（2,000 円／10a）

彼岸花以外の植物については、地域委員会で定める。

54：レンゲなどの景観作物の栽培（10,000 円／10a）花を全うさせること

55：「風景指標」による評価（10,000 円／10a）

「風景指標」は別に、地域ごとに定める。しかし、風景評価は研究や検討が遅れているので、実施は数年後になる。

56：気象緩和機能に対して、「気象緩和指数」に基づき支給する。（2,000 円／10a）

「気象緩和指数」は地域で定める。

57：緑地空間（市街化区域）（50,000 円／10a）

58：「地域メニュー」ここに掲げる以外の風景保全の取組み内容は地域で定める

第3章 畑作・果樹作の営みへの環境支払い（茶園や花の栽培も含む）

I：ふるさと支払い（基礎支払い）

(1)なぜ支払われるのか

・畑地耕作があたりまえに行われていることによって、多面的機能の土台が保持されていることに着目して、必ずしも生産コストに反映されていない仕事の対価を支払います。

(2)支払われる仕事と金額

・次の仕事のすべてを行っていることを条件に、10,000 円／10a を支払います。ただし、中山間地では、20,000 円／10a とする。

(3)手続き

・この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請します。

【畑・果樹園のふるさと支払いメニュー】

これらは「土台技術」とよばれているもので、生産に直結しないが、環境を土台で支えている仕事のうち技術化されたものをいいます。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1：畑の法面（畔）や畑の周囲の手入れ | ：除草剤を使わない |
| 2：作物を作付けしていない時期の管理 | ：耕耘するか、草刈りを行う |
| 3：畑地(園地)の利用法 | ：畑は輪作をしていること。果樹園は草生栽培であること |

Ⅱ：めぐみ支払い（多面的機能支払い）

- (1) 基礎支払いを受けている農業者は、さらに自然環境の保全に寄与する次の「環境支払い」を申請することができる
- (2) この環境支払いには「共通支払い」と「地域支払い」がある
- (3) この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する
- (4) この支払いは、一枚の田んぼにつき、次の5つのグループの支払いメニューからそれぞれ2つ以内を選択できる（3年以上経つと、メニューを変えないといけない）

【畑・果樹園のめぐみ支払いメニュー】

第1グループ「生物多様性の保全」

【生きもの調査】

考え方：これらの生きものは、ガイドラインにそって、農家が実施します。結果のいかんにかかわらず、調査という百姓仕事に対して、助成します。

59：畑と周辺の生きもの調査（20,000円／農家）

60：畑と周辺の草花調査（20,000円／農家）

【生きもの指標】

考え方：調査を伴うものは、農家が自主的にガイドラインに基づいて自主的に調査し、自己申告を基本とします。そのために、農家も調査能力を向上させなければなりません。

61：「指標動物」がいる：生物指標による（10,000円／10a）

地域ごとに委員会が定めた「指標動物」のうち、50%以上が確認されれば、助成の対象となる

62：「動物の生物多様性評価」（50,000円、30,000円／10a）「絶滅危惧種・希少種」の数によって、61に上乘せする。絶滅危惧種や希少種は広域委員会で定める

63：「指標植物」が見つかる：「植物指標」による（10,000円／10a）

動物に準じる

64：生物多様性評価（50,000円、30,000円／10a）「絶滅危惧種・希少種」の数によって、63に上乘せする。絶滅危惧種や希少種は広域委員会で定める

注意事項：今後の農業の役割と責任を強化するために、農家に対する種の同定のための「教育プログラム」が公的に準備される必要があります。これは「農業改良普及センター」が環境NPOなどと協働して受け持つこととなります。

なお、地域の生きもの指標は、農水省が2012年に策定した「生き物指標」を参考にして、地域で選定することとします。

【生物多様性の表現・伝達・記録】

生きもの調査などに基づき、畑の生きものの生息リスト作成し、公開します。これは生物多様性の表現でもあるとともに、環境評価の手法となりうるものです。

65：「畑（果樹園）の生きもの台帳」（めぐみ台帳）作成（**20,000 円／農家**）

環境調査の結果に基づき、畑や周辺の自然環境を表現する台帳をつくり、必要があれば公表する

第2グループ「伝統技術の保全」

近代化される前の技術の多くは環境保全的でした。なぜなら現代の自然環境は、近代化される前の時代の百姓仕事によって形成されたものだからです。

66：堆肥の投入（**5,000 円／10a**）

67：堆肥以外の有機物資源（里山の落ち葉など）の活用（**3,000 円／10a**）

68：緑肥の活用（**5,000 円／10a**）

69：麦類、豆類、雑穀の天日乾燥（**10,000 円／10a**）

70：伝統的な品種の栽培（**10,000 円／10a**）

71：踏み込み温床（**2,000 円／農家**）

72：養蜂（**20,000 円／10a**）

73：傾斜地保全技術（**5,000 円／10a**）

74：「地域メニュー」これ以外の伝統技術についても、地域で定めて助成の対象とする

第3グループ「環境技術の実施」

「環境技術」とは意識的に自然環境を守り、支えるための技術を言います。

75：農家自らの発生予察（**2,000 円／10a**）

76：有機栽培（**50,000 円／10a**）

77：減農薬栽培（**20,000 円／10a**）天敵保全技術も含む

78：減化学肥料栽培（**5,000 円／10a**）

79：減化石エネルギー技術（**10,000 円／10a**）ハウス栽培を除く

80：土壌流亡（喪失、舞い上がり）防止技術（**20,000 円／10a**）

81：野鳥の保全技術：被害を受けた畑や果樹園（**10,000 円／10a**）

82：ハウス栽培での在来天敵の活用（**10,000 円／10a**）

83：「地域メニュー」ここに掲げる以外の環境技術や、「環境技術」の詳細は別に地域で定める

第4グループ「農家自らの調査研究の実施」

【土壌分析・水質分析】

84：土壌分析：多量要素、微量元素（**5,000 円／10a**）

分析の結果にかかわらず、分析を行うことに対して助成する

85：水質分析：下流の水路やため池の水質分析（**20,000 円／農家**）

86：地下水分析：周辺の地下水（**20,000 円／農家**）井戸水などの分析

分析の結果にかかわらず、環境を把握するための分析を行うことに対して助成する

87：有機物の量：土の中の有機物の望ましい含有率は一般値が示されているので、地域の土壌、栽培作物によって定めて評価する。基準以上の土に支援（**10,000 円／10a**）

88：土壌生物の量（検討課題とする）

89：作土の保全：転用した場合には、作土を農業に活用。埋め立ては禁止（**50,000 円／10a**）

90：水質指標にかなう（**5,000 円／10a**）

「水質指標」は窒素とリン酸とカリなどを指標とし、地域ごとに定める。つまり上流部分の負荷を除いたものになる。

【技術研究】

91：「地域メニュー」環境技術の試験研究田（**50,000 円／10a**）

農家自らが環境を守る技術の試験研究計画を立て、広域委員会で承認されれば、個人やグループで研究する場合に支援する。計画書と報告書の提出が必要

92：その公開（200,000 円／農家）

試験研究田の一般公開、試験結果の公表行為にたいして、支給する

第5グループ「風景の保全・創造」

意識的に風景を保全、創造していく仕事に対して支払います。

93：風景の調査と保全計画の策定：「環境支払い審議会」が定めた「風景保全マニュアル」によって、調査し、計画を営農計画の一部として策定する（20,000 円／農家）

94：「風景指標」による評価（10,000 円／10a）

「風景指標」は別に、地域ごとに定める。しかし、風景評価は研究や検討が遅れているので、実施は数年後になる

95：景観植物の作付け（10,000 円／10a）作物は地域委員会で選定する

96：緑地空間（市街化区域）（50,000 円／10a）

97：防風林の手入れ（5,000 円／10a）

98：「地域メニュー」ここに掲げる以外の風景保全の取組み内容は地域で定める

第4章 畜産の営みへの環境支払い

【畜産のふるさと支払いメニュー】

これらは「土台技術」とよばれているもので、生産に直結しないが、環境を土台で支えている仕事のうち技術化されたものをいいます。

- | | |
|-------------|------------------------------|
| 1：法面（畔）の手入れ | ：除草剤を使わない |
| 2：非作付け期間 | ：作物を作付けしていない時期には耕耘するか、草刈りを行う |
| 3：飼料 | ：自給飼料が30%以上 |
| 4：飼養方式 | ：平飼い養鶏（ブロイラー養鶏を除く） |

Ⅱ：めぐみ支払い（多面的機能支払い）

- (1) 基礎支払いを受けている農業者は、さらに自然環境の保全に寄与する次の「環境支払い」を申請することができる
- (2) この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する
- (3) この支払いは、次の5つのグループの支払いメニューからそれぞれ2つ以内を選択できる
(3年以上経つと、メニューを変えないといけない)

【畜産のめぐみ支払いメニュー】

第1グループ「生物多様性の保全」

【草地の生きもの調査】

考え方：これらの生きものは、ガイドラインにそって、農家 implements。結果のいかにかわらず、調査という百姓仕事に対して、助成します。

99：草地の生きもの調査（20,000 円／農家）

100：草地の草花調査（20,000 円／農家）

【生きもの指標】

考え方：調査を伴うものは、農家が自主的にガイドラインに基づいて自主的に調査し、自己申告を基本とします。そのために、農家も調査能力を向上させなければなりません。

101：草地に「指標動物」がいる：生物指標による（10,000 円／10a）

地域ごとに委員会が定めた「指標動物」のうち、50%以上が確認されれば、助成の対象となる

102：草地の動物の生物多様性評価（50,000 円、30,000 円／10a）「絶滅危惧種・希少種」の数によって、99 に上乗せする。絶滅危惧種や希少種は広域委員会で定める

103：草地に「指標植物」が見つかる：「植物指標」による（10,000 円／10a）

動物に準じる

104：草地の植物の生物多様性評価（50,000 円、30,000 円／10a）「絶滅危惧種・希少種」の数によって、101 に上乗せする。絶滅危惧種や希少種は広域委員会で定める

注意事項：今後の農業の役割と責任を強化するために、農家に対する種の同定のための「教育プログラム」が公的に準備される必要があります。これは「農業改良普及センター」が環境NPOなどと協働して受け持つこととなります。

なお、地域の生きもの指標は、農水省が2012年に策定した「生き物指標」を参考にして、地域で選定することとします。

【生物多様性の表現・伝達・記録】

生きもの調査などに基づき、草地の生きものの生息リスト作成し、公開します。これは生物多様性の表現でもあり、環境評価の手法となりうるものです。

105：草地の生きものの台帳作成（20,000 円／農家）

環境調査の結果に基づき、田んぼや周辺の自然環境を表現する台帳をつくり、必要があれば公表する。

第2グループ「伝統技術の保全」

近代化される前の技術の多くは環境保全的です。なぜなら現代の自然環境は、近代化される前の時代の百姓仕事によって形成されたものだからです。

106：野草地の利用（10,000 円／10a）

107：草地への堆肥の投入（5,000 円／10a）

108：堆肥以外の有機物資源の活用（3,000 円／10a）

109：緑肥の活用（5,000 円／10a）

110：放牧（夏山冬里・林間放牧など）（10,000 円／10a）

111：野焼き（10,000 円／10a）

112：刈り干し（10,000 円／10a）

113：伝統的な品種の飼養（100,000 円／頭）品種は地域で定める

114：傾斜地保全技術（5,000 円／10a）

115：日本蜜蜂の飼育（10,000 円／群）

116：「地域メニュー」これ以外の伝統技術についても、地域で定めて助成の対象とする

第3グループ「環境技術の実施」

「環境技術」とは意識的に自然環境を守り、支えるための技術を言います。

117：健康的な飼養密度（20,000 円／牛・10,000 円／豚・1,000 円／鶏）その他の家畜については地域委員会で定める

118：草地の発生予察（2,000 円／10a）

119：有機畜産：草地に対して（50,000 円／10a）

- 120：草地の減農薬栽培（20,000 円／10a）
- 121：草地の輪作（10,000 円／10a）
- 122：糞尿の環境処理：家畜糞尿を環境に寄与する形で処理・還元する（20,000 円／牛1頭）その他の畜種については別に定める
- 123：粗飼料の自給率 50%以上（100,000 円／牛・50,000 円／豚・5,000 円／鶏）その他の家畜については地域で定める
- 124：穀物の自給率 50%以上（100,000 円／牛・50,000 円／豚・5,000 円／鶏）その他の家畜については地域で定める
- 125：残飯などの活用（50,000 円／牛・30,000 円／豚・2,000 円／鶏）その他の家畜については地域で定める
- 126：「地域メニュー」ここに掲げる以外の環境技術や、「環境技術」の詳細は別に地域で定める

第4グループ「農家自らの調査研究の実施」

【土壌分析・水質分析】

- 127：土壌分析：多量要素、微量元素（5,000 円／10a）
分析の結果にかかわらず、分析を行うことに対して助成する
- 128：有機物の量：土の中の有機物の望ましい含有率は一般値が示されているので、地域の土壌、栽培作物によって定めて評価する。適正含有の土に支援（10,000 円／10a）
- 129：土壌生物の量（検討課題とする）
- 130：作土の保全：転用した場合には、作土を農業に活用。埋め立ては禁止（50,000 円／10a）
- 131：地下水分析：周辺の地下水（20,000 円／農家）分析の結果にかかわらず、分析を行うことに対して助成する
- 132：地下水の水質指標にかなう。（5,000 円／10a）
「地下水の水質指標」は地域ごとに定める

【技術研究】

- 133：「地域メニュー」環境技術の試験研究圃場（50,000 円／10a）
百姓が試験研究計画を立て、個人やグループで研究する場合に支援する。計画書の提出が必要
- 134：その公開（200,000 円／農家）
試験研究圃場の公開、試験結果の公開にたいして、支給する

第5グループ「風景の保全・創造」

意識的に風景を保全、創造していく仕事に対して支払います。

- 135：風景の調査と保全計画の策定：国が定めた「風景保全マニュアル」によって、調査し、計画営農計画の一部として策定する（20,000 円／農家）
- 136：「風景指標」による評価（10,000 円／10a）
「風景指標」は別に、地域ごとに定める。しかし、風景評価は研究や検討が遅れているので、実施は数年後になる
- 137：景観植物の作付け（10,000 円／10a）作物は地域委員会で選定する
- 138：気象緩和機能に対して、「気象緩和指数」に基づき支給する（2,000 円／10a）
「気象緩和指数」は地域で定める
- 139：緑地空間（市街化区域）（50,000 円／10a）
- 140：「地域メニュー」、ここに掲げる以外の風景保全の取組み内容は地域で定める

第5章 農家の経営・暮らし・集落の活動への支払い

I：ふるさと支払い（基礎支払い）

(1) なぜ支払われるのか

・水田や畑地などの耕作があたりまえに行われていることによって、多面的機能の土台が保持されていることに着目して、必ずしも生産コストに反映されていない仕事の対価を支払う

(2) 支払われる仕事と金額

・次の仕事のうち2項目以上を行っていることを条件に、20,000円/戸を支払う。
・ただし、中山間地では、30,000円/10aとする。（法人と集落営農については別に定める）

(3) 手続き

・この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する

【基礎支払いメニュー】

「私」のための計画だと位置づけるのではなく、「公」的なものを守るための計画と位置づけて支援を行います。現行の「エコファーマー」や「認定農業者」の改善計画はここで統合されます。

- 1：環境保全計画の立案
- 2：資材投入計画の立案
- 3：地域循環計画の立案
- 4：投入産出分析：外部経済計算式による（外部経済計算式は早急に決定する）
- 5：エネルギー収支計算：計算式による（エネルギー収支計算式は早急に決定する）
- 6：作付け計画：輪作・連作

II：めぐみ支払い（多面的機能支払い）

- (1) 基礎支払いを受けている農業者は、さらに自然環境の保全に寄与する次の「環境支払い」を申請することができる
- (2) この支払いは農家個人（法人、集落営農組織を含む）が、申請する
- (3) この支払いは、次の5つのグループの支払いメニューからそれぞれ2つ以内を選択できる。

【環境支払いメニュー】

第1グループ「農業経営」

【環境表示】

ごはん一杯で涼しい風が30秒つくられ、赤トンボが1匹育ち・・・などという表示をすすめ、食べものと自然環境を結ぶための助成です。

141：農産物への環境表示：シールやパンフレット（5,000円/10a）

142：圃場での環境表示：看板などで（10,000円/10a）

【有機・特別栽培認証】

これらの栽培を国が本気ですすめるとすれば、認証費用は原則として全額助成すべきものです。

143：有機認証費用への助成（費用の半額）

第2グループ「交流」

【農のめぐみの共有】

- 144：直売所の運営または産直の実施（50,000円／農家）
- 145：消費者との体験交流（50,000円／農家）

【グリーンツーリズム】

グリーンツーリズムとは、国民が生きる土台を実感するために求めている教育プログラムです。これを「私」が行うことへの助成は早急に確立します。

- 146：オーナー制度への助成（20,000円／10a）
- 147：農家民宿（1,000円／利用者1人）

【農業体験教育】

個人で行うものや地域や学校や組織と連携して行う体験教育へ支援します。

- 148：体験教育：減農薬・減化学肥料か伝統技術であることを条件とする。（50,000円／10a）
畑・果樹園・畜産もこれに準じます。
- 149：環境講座（1,000円／参加者1人）公開することを条件とする
- 150：農家の研修費用（30,000円／1人）農家6人まで
- 151：地域外との交流を行う交流施設の運営費（50,000円／農家）
- 152：農業を障害者などの就労支援、あるいはセラピーに活用する（30,000円／10a）

第3グループ「集落活動」

【集落施設の手入れ】

- 153：農道（道路）の草刈り（30,000円／農家）
- 154：農道の補修（50,000円／農家）
- 155：防風林の手入れ（50,000円／農家）
- 156：巨樹の保存（10,000円／樹）
- 157：「地域メニュー」そのほかの施設については、地域で定める。

【地域資源の活用】

- 158：地域循環の達成（50,000円／農家）
- 159：里山の利用（50,000円／農家）
- 160：共有地の利用（50,000円／農家）
- 161：水力発電・水車などの設置・復活など（額は広域委員会が定める）
- 162：水車利用（10,000円／農家）
- 163：バイオマスエネルギーの利用（10,000円／農家）
- 164：生ごみ循環（50,000円／農家）
- 165：籾殻燃料（10,000円／農家）
- 166：里山燃料（10,000円／農家）
- 167：エアコンを使わない暮らし（10,000円／農家）
- 168：50%以上を自給している学校給食への校区内からの食材供給（5,000円／10a）
- 169：「地域メニュー」そのほかの行為については、地域で定める。

【耕作放棄地解消】

- 170：地域で共同で行う場合には、1回あたり10,000円／農家

【自然災害への対応】

- 171：安全対策（リスクマネジメント）自然災害への対応活動。1回あたり10,000円／農家。

第4グループ「伝統の保持活動」

【伝統行事】

- 172：祭、農村芸能など地域で残すべきと決めた行事について、**一件 200,000 円以下**
- 173：食料の自給（20,000 円／農家）「自給指標」の 50%以上（自給指標は別に定める）
- 174：農産物の加工（加工品の自給率 80%以上）**（5,000 円／農家）**
- 175：伝統料理：努力して保存しないと減じる食材や料理法 **（50,000 円／農家）**
- 176：75 歳以上の農家の就業 **（10,000 円／10a）**

第5グループ「風景の保全」

【風景の保全】

- 177：「地域景観協定」の立案と締結
- 178：伝統的な家屋の外観 **（20,000 円／戸）**
- 179：よく手入れされた屋敷林や生け垣 **（10,000 円／戸）**
- 180：茅葺き屋根の伝統家屋 **（50,000 円／戸）**
- 181：里山の保全 **（10,000 円／10a）** 集落の共有地とそれに準じるもの。
- 182：「地域メニュー」地域の景観でとくに大切なもの、危機に瀕しているものを、地域で話し合っ
て選定する。 **（20,000 円／1 件）**

<< 解説編 (環境支払い提案項目別) >>

解説 第1章 環境評価委員会

I：地域環境評価委員会の設立

- ・これまで地域で組織してきた「中山間地直接支払い制度」と「農地水環境保全」制度の事務局を再編成するか、新たに組織し直すかは、地域で決定する。

II：広域環境評価委員会

- ・新たな組織を設立するにあたって、意欲的な農家やNPO、住民を構成員として、アイデアを生み出す機能を重視する。
- ・なお、直接支払いの支援金支払いの事務は、市町村の担当課が受け持つ。

III：都道府県環境評価委員会

- ・構成員は都道府県に任せるが、広域委員会からの出される提言をとりまとめ、指導監査を行う機能を担えるようにする。

IV：環境支払い審議会

- ・従来のような寄せ集めの審議会ではなく、公募で意欲的な構成員を集める。

解説 第2章 水田の環境支払い

【水田の基礎支払いメニュー】

- 1：「畦草刈り」によって、多様な植物が生息できるし、それらに依存する多様な生きものが生存できる。
- 2：ため池の保全とは、堤の草刈りや補修、見回りに対しても支援。
- 3：水路の補修とは、三面コンクリートではない水路に支援。水路の距離が長いときは加算する。堰の維持・管理は、大雨や干ばつ時期の管理運営に様々な工夫が見える。
- 4：田回りが大切な理由は、生きものへまなざしを注ぐ時間がないと、自然の生きものは不安定になるからである。田回りの価値を環境から再評価したい。

【水田のめぐみ支払いメニュー】

第1グループ「生物多様性の保全」

1・2・3：生きものや環境調査

「農業は環境に優しい産業」だと主張しながら、田畑の周りの「自然環境」がどのようになっているのか、実態はほとんど把握されていない。したがって、これらの環境がどういう百姓仕事によって支えられているのかもわかるはずがない。じつは、動物も植物も風景も大きな危機に直面している。その対策をたてるためにも、実態の調査は欠かせない。こういう調査も百姓仕事の一部だと位置づけたい。この調査は子どもや消費者も協力できる。年寄りも仕事として担える。

1：水田の生きもの調査、2：水路・ため池の調査、3：水田・畔の草花調査は、調査マニュアルを全国共通種、都道府県共通種、地域共通種に分けて作成し、それにしたがって実施する。

- 4: 「指標動物」がいる：生物指標の基礎資料の一例を巻末に示してみた。こうした基礎調査に基づいて、「指標動物」を広域環境評価委員会が定める。この委員会は百姓はもとより、学校の先生や自然保護団体など広く参加を求める。この場合、方言の呼び名を軽視しない。
- 5: 「動物の生物多様性評価」：「絶滅危惧種・希少種」は各都道府県のレッドデータブックをもとに、地域ごとに、前出の策定委員会で定める。ぜひこれらの生きものがなぜ絶滅に瀕するようになったのか、百姓の経験でつきとめてほしい。
- 6: 「指標植物」がある：「植物指標」も策定委員会で地域ごとに定める。動物に準じるが、百姓にとっても種の同定が難しいので、「教育プログラム」が公的に準備される。
- 7: 「植物の生物多様性評価」：多くの植物が百姓仕事の変化によって、「絶滅危惧種・希少種」に指定されている。しかし、その実態はまだよくわかっていないので、地域での調査が求められている。
- 8: 冬季水張り水田：雁や白鳥などが日本で越冬できるのも、水田の落ち穂やヒコバエの葉、草の種などがエサとなっているからである。また赤ガエルや山椒魚の産卵場所としても、貴重になる。
- 9: 休耕田の水張り：単なる生産調整、荒らさないようにする、という消極的な対応ではなく、生きものの生息場所を確保するという意味を意識する。
- 10: ビオトープの公開：ビオトープを公開するための費用などとして支援する。
- 11: 水田と生きものが行き来できる水路構造の維持：メダカやドジョウ、ナマズなどが田んぼへ遡上できる構造への支援。
- 12: 冬季の水流の確保：年間を通して水辺環境が確保される価値は大きい。
- 13: 畔下の溝切りは、湿田の特徴だが、生きものの避難場所として重要である。
- 14: 「地域メニュー」たとえば「秋期水張り」は、秋アカネが稲刈り後の水田で産卵するので、乾田化で産卵できなくなっている地域では、メニューに加える。
また、水路やため池、畦道などのビオトープについても地域メニューで取り上げる。
- 15: 「田んぼの生きものの台帳（めぐみ台帳）」とは、前項の調査をまとめた台帳をいう。これらの台帳が多面的機能の骨格をなす事になり、これによって全国の自然環境の実態が表現される。これらの環境がどういう百姓仕事によって形成されているかを考察する基礎資料になる。

第2グループ「伝統技術の保全」

- 16: 畦塗りは、生きものにとっては、畦と田んぼをつなぐ効果が抜群に大きく、コンクリート畦や波板では代替できない。洪水防止機能の増進になるのは当然のこととして、畔と田んぼの間の動物の行き来を助ける。シュレーゲル青蛙は畦塗りをした斜面に産卵する。
- 17: 棚田の石垣の畦は生きものの住処として大切である。とくに草とりは手間暇かかるが大切な仕事である。棚田の石垣は草取りをするから美しいし、石垣も崩れない。
- 18: 堆肥の利用：購入分も含める。その場合も生産過程が明らかなものであること。
- 19: これらの資源を堆肥にして利用する場合も含む。
- 20: レンゲなどの緑肥作物の栽培：化学肥料を減らすための支援。
- 21 手植えの水苗代：毎年同じ時期の入水はその時期に繁殖する生きものにとって重要な場を提供する。たとえば殿様ガエル、ヒキガエルの産卵場所としても苗代の役割は大きい。
- 22: 伝統的な品種の栽培：コシヒカリとその系統品種が国内を席卷しようとしているときに、多様な品種が栽培される意味は大きい。赤米などの復活もまた同様。
- 23 湿田の保全：二毛作化、畑作転換化のために、乾田化が進み、湿田でしか生きられない生き物が激減している。あえて、仕事のしにくい湿田を残す新しい理由が見つかったのである。
- 24 手植え：文化的にも、教育的にも存続させたい技術である。
- 25 架け干し：風景としても、自然エネルギーの活用としても、食べものの生産過程が見えるという意味でも、架け干しの価値は再評価されていい。
- 26: ニオ積み・藁積みは伝統技術であるだけでなく、伝統文化・風景の保存でもある。
- 27: 水苗代は、省エネ技術であるばかりでなく、生きものにとって貴重な生息場所の提供になる。
- 28: 二毛作は、冬の田んぼが裸地になるのを防ぐだけでなく、裏作の景観を形成し、生きものの住処

となる。たとえば冬季の麦作により、動物たちのねぐらが確保でき、鳥たちのエサにもなり、CO₂の吸収にもつながる。

- 29：池干しは、植生の安定、水質の保全、動物生態系の保全に寄与するが、やり方は地域で定める。ただし、干しすぎないように、貴重種の保全に配慮する。
- 30：冬鳥の越冬場所となるため池が地域にあることの意義は大きい。
- 31：「地域メニュー」これ以外の伝統技術についても、地域委員会で内容と単価を定めて対象とする。地域によって近代化される前の伝統技術が残っているものを認定して、保存の理由を開示して、支援する。

第3グループ「環境技術の実施」

伝統技術はその百姓仕事自体に合わせて生きものが生きてきたわけだから、それ自体が環境保全的である。一方「環境技術」は近代化が進む中で、自然環境を意識して新たに生まれた技術体系だと位置づける。

- 32：発生予察：虫見板の利用など、百姓自身の観察に基づく予察は再評価しなければならない。またその情報・データは、最も地域的であり、国の「発生予察事業」にとっても欠かせない。
- 33：有機農業技術：これほど百姓によって、多様に研究・実践が行われている技術もない。この民間の技術の内容を蓄積するだけでも、この国の農業技術の展開に新たな地平が開かれる。
- 34：減農薬栽培：前記の有機農業と同様、これらを特殊な技術と位置づけるのではなく、農業の本来備えるべき「自然循環機能」の再発見・再評価技術と位置づける。
- 35：湛水管理：田植後30日間の湛水などは、伝統技術に属するかも知れないが、田植後の生きものの揺籃期であることを意識した湛水は新しいまなざしの環境技術である。
- 36：冬季不耕起：田んぼの落ち穂や草の種を鳥たちが食べやすいようにするとともに、冬草に太陽エネルギーを蓄積する。
- 37：輪作：生態系への影響を把握しながら推進する。
- 38：無化学肥料栽培：環境への負荷軽減よりも、代替肥料資源の復活のための支援。
- 39：減化石エネルギー技術：エネルギー収支がマイナスになるような生産ではなく、産出エネルギーを増やすために、化石エネルギーの削減を作物ごとに定める。
- 40：休耕田の管理：湛水管理を行うことにより、水稲作に準じる生きものの生息を可能にするし、水稲作ではできなかった生態を確保できる。
- 41：減収の技術：意識的に減収させるねらいは、米の生産調整のためであり、自然環境、風景、文化の保存のためである。「減反政策」は環境をも含んだ政策の中で論じないと、壁をうち破れない。
- 42：「地域メニュー」これ以外にも地域の特徴をいかした環境技術が少なくないので、地域で掘り起こしをする。

第4グループ「農家自らの調査研究の実施」

- 43：従来の土壌分析は生産を増やしたり、安定させたりすることが目的であった。この「土壌分析」は、土壌環境を責任を持って把握し、汚染を予防することを目的にしている。
- 44・45：同様に水路の「水質分析」、や「地下水分析」は農業に起因する水質汚染を予防し、農業が水質保全に役立っていることを証明するために行う。これらの調査結果は、田畑の環境保全に役立つとともに、必要があれば公表する。
- 46：「有機物の量」は有機物の分析費用もまかなう。
- 47：「土壌生物の量」とは、土の豊かさを測る尺度として、微生物やミミズなどの土壌動物が役立つそうだが、まだ尺度として未確立だし、それを調べる手法が未熟である。
- 48：「作土の保全」とは、何十年、何百年の百姓仕事と生きもののくり返しが蓄積した土を、きちんと評価するための政策である。
- 49：水質指標にかなう。水田の場合は地下水汚染が少ないので、河川水に限定する。とくに代かき・田植え時、追肥時期に分析する。分析費用も支援。
- 50：技術研究（内容は「地域メニュー」とする）

環境技術の試験研究田：生産性を向上させる技術（多収技術、効率的な技術）研究ではなく、環境を守る百姓仕事（農業技術）の研究は、田畑の個性や地域の特性を活かしたものにたぎるをえない。今までも、農薬や化学肥料に頼らない技術は民間で研究開発されたものが多い。農業試験研究機関の役割を強化するためにも、百姓の試験研究に研究費を支出する。

51：その公開：この研究田を視察見学に公開することや、データを公表することにたいして、支援をする。当然これらの成果は、各機関で利活用ができる。

第5グループ「風景の保全・創造」

52：「風景の調査」は「調査マニュアル」を全国共通種、都道府県共通種、地域共通種に分けて作成し、それにしたがって実施する。

53：もともと彼岸花は百姓が植栽したものである。

54：景観作物とはレンゲ以外に、夏作の休耕田の作物も含む。レンゲは花盛りを過ぎてから鋤込む。

55：「風景指標」による評価は、この国で初めての試みなので、巻末の試案を参考にする。風景指標とは、農村の風景がどのような百姓仕事の結果として形成されるのか、をはっきりさせたものである。

56：気象緩和機能：田んぼの水の蒸発による冷却効果やCO₂削減効果については、栽培法を指定して支援する。

57：緑地空間（市街化区域）：田んぼは水辺空間としても評価する。

58：「地域メニュー」は、これ以外にも地域独自の風景が保全されている。地域の中で掘り起こしてメニュー化する。

解説 第3章 畑作・果樹作の仕事・技術ごとに支払われるもの

【畑・果樹園のふるさと支払いメニュー】

1：畑の法面（畔）や畑の周囲を生態系や景観に配慮した手入れを行う。除草剤を使用する圃場が増えていることへの対策でもある。

2：作物を作付けしていない時期が短いときには問題ないが、長期間放置されることを防ぐ。

3：畑は輪作が基本であり、単作・連作では対象外となる。

果樹園は除草剤を散布しない草生栽培が生態系や景観にとって望ましいため。

【畑・果樹園の環境支払いメニュー】

第1グループ「生物多様性の保全」

59・60：たとえば、人参畑があるから黄アゲハが生まれる、ということの評価するためにも、生きもの調査を行う。田んぼ以上に、畑とその周辺の「自然環境」の実態は把握されていない。こういう調査も百姓仕事の一部だと認知させるためにも、支援する。

59：畑と周辺の生きもの調査と、60：畑と周辺の草花調査は、調査マニュアルを全国共通種、都道府県共通種、地域共通種に分けて作成する。

61：「指標動物」がいるとは、田んぼの場合の生物指標の一例を巻末に示しているが、畑や果樹園の場合は、水田よりも遅れているので、こうした基礎調査に基づいて、「指標動物」を定める。地域の策定委員会は百姓はもとより、学校の先生や自然保護団体など広く参加を求める。この場合、方言の呼び名を軽視しない。

62：「動物の生物多様性評価」とは、「絶滅危惧種・希少種」を各都道府県のレッドデータブックをもとに、地域ごとに、前出の策定委員会で定める。ぜひこれらの生きものがなぜ絶滅に瀕するようになったのか、百姓の経験でつきとめてほしい。

63：「植物指標」も広域委員会で地域ごとに定める。動物に準じるが、動物以上に種の同定が難しい

ので、「教育プログラム」が公的に準備される。

- 64：「植物の生物多様性評価」とは、多くの植物が百姓仕事の変化によって、「絶滅危惧種・希少種」に指定されている。しかし、その実態はまだよくわかっていないので、地域での調査が求められているので、重要である。
- 65：「畑（果樹園）の生きもの台帳」（めぐみ台帳）とは、前項の調査をまとめた台帳をいう。これらの台帳が多面的機能の骨格をなす事になり、これらの環境がどういう百姓仕事によって形成されているかを考察する基礎資料になる。

第2グループ「伝統技術の保全」

- 66：堆肥の投入：苗床の土づくり、ぼかし肥なども含めて、有機物を醗酵させて活用する知恵は多様なものがある。
- 67：堆肥以外の有機物資源とは、地域の里山・平地林などの落ち葉などを指す。購入したものでも、国産であれば支援。
- 68：緑肥の活用：草生栽培をさらに意識化したもの。
- 69：化石エネルギーに依存しない乾燥法であればいい。
- 70：伝統的な品種の栽培：伝統野菜や果樹の保存は簡単ではないが、試験研究機関だけの保存には限界がある。
- 71：踏み込み温床：すっかり電熱が主流になったが、踏み込み温床はエネルギーとして活用した後、堆肥としても利用できる。
- 72：養蜂：地域の甘味源として重要な役割を持ち、多くの作物の受粉を助ける。日本ミツバチを基本に考える。
- 73：傾斜地保全技術：傾斜した畑や樹園地の土壌流出防止技術を支援。
- 74：「地域メニュー」：これ以外の伝統技術についても、地域で独自に掘り起こすことが大切である。

第3グループ「環境技術の実施」

- 75：発生予察：観察こそが環境技術の土台である。発生予察の調査結果は記帳することとする
- 76：有機農業技術：これほど百姓によって、多様に研究・実践が行われている技術もない。この民間の技術の内容を蓄積するだけでも、この国の農業技術の展開に新たな地平が開かれる。
- 77：減農薬栽培：前記の有機農業と同様、これらを特殊な技術と位置づけるのではなく、農業の本来備えるべき「自然循環機能」の再発見・再評価技術と位置づける。
- 78：減化学肥料栽培：地下水汚染の防止というよりも地域資源に目を向けていくための支援。
- 79：減化石エネルギー技術：エネルギー収支がマイナスである生産を本来のプラスに再生するための支援。
- 80：土壌流亡保全技術：段々畑による土の保全は見るべきものが多い。
- 81：野鳥の保全技術：被害を受けた畑や果樹園への補償ではなく、野鳥の保全への貢献に対して支給。対象となる鳥類の選定は地域で行う。
- 82：対象となる作目と天敵は、広域委員会で選定する
- 83：「地域メニュー」の内容は、広域環境評価委員会で定める。

第4グループ「農家自らの調査研究の実施」

- 84：従来の土壌分析は生産を増やしたり、安定させたりすることが目的であった。この「土壌分析」は、土壌環境を責任を持って把握し、汚染を予防することを目的にしている。
- 85・86：同様に下流の水路やため池の「水質分析」、や「地下水分析」は農業に起因する水質汚染を予防し、農業が水質保全に配慮していることを証明するために行う。近年畑作や果樹、茶園の多肥栽培が深刻な水質汚染を引き起こしていることへの対策である。これらの調査結果は、田畑の環境保全に役立てるとともに、必要があれば公表する。
- 87：「有機物の量」は有機物の分析費用もまかなう。

- 88：「土壌生物の量」とは、土の豊かさを測る尺度として、微生物やミミズなどの土壌動物が役立つのだが、まだ尺度として未確立だし、それを調べる手法が未熟である。
- 89：「作土の保全」とは、何十年、何百年の百姓仕事と生きもののくり返しが蓄積した土を、きちんと評価する初めての政策である。
- 90：水質指標にかなう。とくに硝酸態窒素の濃度に注意する。地下水汚染地区ではレベルを厳しくする。分析費用も支援に含める。「地下水の水質指標」は地域ごとに定める。 91：「地域メニュー」環境技術の試験研究田とは、生産性や経済性を向上させる技術（多収技術、高品質技術）研究ではなく、環境を守る百姓仕事（農業技術）の研究は、田畑の個性や地域の特性を活かしたものにならざるをえない。今までも、農薬や化学肥料に頼らない技術は民間で研究開発されたものが多い。農業試験研究機関の役割を強化するためにも、百姓の試験研究に研究費を支出する。
- 92：その公開：この研究田を視察見学に公開することや、データを公表することにたいして、支援する。当然これらの成果は、各機関で利活用ができる。

第5グループ「風景の保全・創造」

- 93：風景の調査は「風景調査マニュアル」を全国共通のもの、都道府県に共通のもの、地域共通のものに分けて作成する。これによって、調査し、評価し、保全計画を立てる。この「保全計画」の様式は上記のマニュアルに含む。
- 94：風景指標による評価とは、野菜や果樹の花・実ばかりでなく、畑や果樹園の風景は百姓仕事がつくりだしたものであるので、早急に「風景指標」を策定し、簡単に分析調査ができるようにする。
- 95：畑の中や周囲、果樹園の中や周囲で栽培された作物を指定する。畑周辺や法面などは、外来植物が幅をきかせているが、できれば在来種が優先することが望ましい。しかし、風景を形成するコスモスなど、地域で認められればよい。
- 96：緑地空間（市街化区域）：生産だけではなく環境を評価するとなると、むしろ市街化区域の農地の価値が優るかもしれない。
- 97：畑や果樹園の周囲の防風林がきちんと手入れされていること。
- 98：「地域メニュー」は広域環境評価委員会が定める。

解説 第4章 畜産の仕事・技術ごとに支払われるもの

【畜産のふるさと支払いメニュー】

- 1：草地の法面（畔）に除草剤を使用せず、適切に手入れされていること。
- 2：長期にわたる不作付けを避ける。
- 3：自給飼料が30%以上を占めること。この場合の「自給」とは国産であれば、含むものとする。
- 4：平飼い養鶏とは、ケージ飼いをせず、開放的な運動場を備えていること。

【畜産のめぐみ支払いメニュー】

草地の風景は感覚的に評価の対象にもなるが、その中の「自然環境」がどのようになっているのか、実態はほとんど把握されていない。したがって、これらの環境がどういう百姓仕事によって支えられているのかもわかるはずがない。じつは、動物も植物も風景も大きな危機に直面している。その対策をたてるためにも、実態の調査は欠かせない。こういう調査も百姓仕事の一部だと位置づけたい。この調査は子どもや消費者も協力できる。年寄りも仕事として担える。

- 99・100：「草地の生きもの調査」と「草地の草花調査」は、調査マニュアルを全国共通種、都道府県共通種、地域共通種に分けて作成し、それにしたがって実施する。
- 101：「指標動物がいる」とは、水田では生物指標の試案も巻末に示してあるが、草地については出遅れている。早めに基礎調査に基づいて、「指標動物」を定める。広域環境評価委員会は百姓はもとより、学校の先生や自然保護団体など広く参加を求める。この場合、方言の呼び名を軽視しない。

- 102：「草地の動物の生物多様性評価」とは、「絶滅危惧種・希少種」が見つかるかどうかで決める。各都道府県のレッドデータブックをもとに、地域ごとに、広域環境評価委員会で定める。ぜひこれらの生きものがなぜ絶滅に瀕するようになったのか、百姓の経験でつきとめてほしい。
- 103：「草地に指標植物がある」とは、草地のように定期的に人間の手が入る環境の野生植物が最も危機に陥っているので、「植物指標」は広域委員会で地域ごとに定める。動物に準じるが、百姓にとって種の同定が難しいので、「教育プログラム」が公的に準備される。
- 104：「草地の植物の生物多様性評価」とは、「絶滅危惧種・希少種」が見つかるかどうかで決める。多くの植物が百姓仕事の変化によって、「絶滅危惧種・希少種」に指定されているが、その実態はまだよくわかっていないので、地域での調査が求められている。
- 105：「草地の生きもの台帳」（めぐみ台帳）作成とは、前項の調査をまとめた台帳をいう。これらの台帳が多面的機能の骨格をなす事になり、これによって全国の自然環境に実態が表現される。これらの環境がどういう百姓仕事によって形成されているかを考察する基礎資料になる。

第2グループ「伝統技術の保全」

- 106：野草地の利用：あえて金をかけなくても十分活用できるものである。
- 107：草地への堆肥の投入：適正な投入計画をたてることを条件とする。
- 108：堆肥以外の有機物資源の活用：地域資源を活用した土壌管理への支援。
- 109：緑肥：吸肥作物も含む。
- 110：放牧（夏山冬里・林間放牧など）：資源の活用とともに、風景としても支援する価値がある。
- 111：野焼き：植物の交代を促進し、四季をつくりだす効果がある。風景創造技術としても貴重。
- 112：刈り干し：資源の活用だけでなく、風景としても価値がある。
- 113：伝統的な品種の飼養：家畜の品種には、経済性を超えた価値が残っている。その価値を表現するための支援でもある。
- 114：傾斜地保全技術とは、もともとある地形を利用する技術である。単純な均平化や平面化は土排水性の悪化や、土壌の浸食を進める。
- 115：日本蜜蜂の飼育とは、貴重な甘味源である蜂蜜の採種と、自然の多くの草花の受粉を助ける役割を持つ。
- 116：「地域メニュー」は地域委員会で定める。

第3グループ「環境技術の実施」

- 117：健康的な飼養密度とは、生産性を落としてでも、守らなければならない節度は人間と家畜との関係性であり、家畜にとっても自然環境である。
- 118：草地の発生予察：減農薬、無農薬栽培への条件として。
- 119：有機畜産：ここでは草地の有機栽培に対する支援。
- 120：草地の減農薬栽培：家畜の健康はもとより、環境への配慮を支援。
- 121：草地の輪作：土を守り、減農薬栽培への支援。
- 122：糞尿の環境処理：処理するというより積極的に活かす技術に対して支援。
- 123：粗飼料の自給率 50%以上：日本で畜産が永続するためには欠かせない支援。
- 124：穀物の自給率 50%以上：輸入に頼り、環境破壊に手を貸さないための支援。循環型畜産への期待は大きい。
- 125：残飯などの活用：そのほかにも食品産業からの廃棄物の利用も含めて、かつては積極的にやられていた飼養技術の再評価のための支援。
- 126：「地域メニュー」の内容は、広域環境評価委員会で定める。

第4グループ「農家自らの調査研究の実施」

- 127：土壌分析：とくに家畜糞尿の投入による養分過多になっていないかを、把握する。
- 128：有機物の量：有機物の分析費用もまかなう。

- 129: 土壌生物の量: 土の豊かさを測る尺度として、微生物やミミズなどの土壌動物が役立ちそうだが、まだ尺度として未確立だし、それを調べる手法が未熟である。
- 130: 作土の保全: 何十年、何百年の百姓仕事と生きもののくり返しが蓄積した土を、きちんと評価する初めての政策である。
- 131 地下水分析: 地域によっては、家畜糞尿の過剰投入による地下水汚染は深刻であり、常に周辺の地下水の実態を掴んでおくことは大切である。
- 132: 地下水の水質指標にかなう。畜産糞尿起源の地下水汚染を引き起こさないようにする。「地下水の水質指標」は地域ごとに定める。
- 133: 「地域メニュー」環境技術の試験研究圃場: 家畜の健康や周辺の環境への影響を視野に入れた飼養計画や栽培計画を試みることに支援。内容は地域委員会が定める。
- 134: その公開: 環境に関する情報は公開の価値が高い。

第5グループ「風景の保全・創造」

- 135: 風景の調査は「風景調査マニュアル」を全国共通のもの、都道府県に共通のもの、地域共通のものに分けて作成する。これによって、調査し、評価し、保全計画を立てる。この「保全計画」の様式は上記のマニュアルに含む。
- 136: 風景指標による評価とは、野菜や果樹の花・実ばかりでなく、畑や果樹園の風景は百姓仕事がつくりだしたものであるので、早急に「風景指標」を策定し、簡単に分析調査ができるようにする。
- 137: 草地の中や周囲、畜舎の周囲で栽培された植物を指定する。
- 138: 気象緩和機能: 草地の水分の蒸発による冷却効果やCO₂削減効果については、栽培法を指定して支援する。
- 139: 緑地空間（市街化区域）: 草地は風景として、緑地としても評価する。生産だけではなく環境を評価するとすると、むしろ市街化区域の農地の価値が優るかもしれない。
- 140: 「地域メニュー」は広域環境評価委員会が定める。

解説 第5章 農家の経営・暮らし・集落の活動への環境支払い

【基礎支払いメニュー】

従来の「認定農業者」と「エコファーマー」制度は、統合・拡張し、この第5章の支払いを受ける条件とする。したがって従来の「経営改善計画」と「持続的な農業経営計画」は下記のものに変更する。これからの「農業経営」とはこれらの内容を含むものであってほしい。その詳細については、環境支払い審議会が作成した素案に基づいて、広域環境評価委員会が定める。

- 1: 環境保全計画の立案・環境保全計画の立案: 営農によってどういう環境が保全できるかを毎年総括し、計画を立てる。
- 2: 資材投入計画の立案・環境に負荷をかける資材の使用計画を立てることで、責任の所在をはっきりさせる。つまり百姓はそれに起因する汚染について責任を持つ。
- 3: 地域循環計画の立案・地域資源を循環させる営農はその計画と成果を表現する。
- 4: 投入産出分析: 外部経済計算式による。外部経済（カネにならないもの）の経済効果と不経済さは、早急に算定式を確立し、活用できるように国は努力する。従来の営農計画が内部経済だけのいびつな構造になっていたことを反省する。
- 5: エネルギー収支計算: 計算式による。近代化された技術では、産出エネルギーを投入エネルギーが上回っているのはゆゆしき事態である。これではもはや「生産」とは呼びにくいからである。国は簡易な、エネルギー収支計算式を早急に決定する。
- 6: 作付け計画: 輪作・連作の計画・輪作・連作は、再生産に大きな寄与が認められるが、環境負荷にも配慮する。

【環境支払いメニュー】

第1グループ「農業経営」

農産物の表示は、トレーサビリティにおいても、カネになる「内部価値」（価格、安全性、栄養、味、安定供給など）の表示に偏っている。むしろその生産の過程で、自然環境も同時に生産される世界こそ表現され、表示される価値がある。

141：農産物への環境表示：前章までの環境調査の成果がここで活かされるだろう。

142：圃場での環境表示：食べものと自然が切り離せないことを実感する現場に触れる意味は大きい。

143：有機認証費用への助成：有機農業は食べものの安全性だけを追求する農業ではない。農業がそこに、安全に存在しないと、自然と人間社会が成り立たなくなるからである。特殊な農業ではなく、本来あるべき姿の追求過程だと位置づける。ここでは流通過程への支援をする。

第2グループ「交流」

144：直売所の運営：有機、減農薬の国産の農産物に限る。産直活動支援：認証を受けなくても、提携での流通は少なくない。

145：消費者との交流：食べものが何の使者であるかを実感する教育プログラムである。農的な仕事や暮らしを体験させることへの支援。

146：オーナー制度への助成：環境の守り手として都会人も登場できる。

147：農家民宿：カネにならないものを体験できるし、都会を支える田舎の存在を体験できる。

148：体験教育：私的な仕事の中にある「公」的な部分によって、自然が守られていることを体験できるのは、もう百姓仕事しかないのかもしれない。

149：環境講座：自然環境の本質を仕事や暮らしを通して伝えられるのは、百姓しかいないのかも知れない。

150：農家の研修費用：表現者・教育者としての百姓はそれなりの訓練を受けるとその能力は倍増するものである。

151：交流施設の運営費：交流の場は、必ずしも施設（建物）を必要としない。

152：農の恵みは障害者にとっても大きな喜びをもたらす。

第3グループ「集落活動」

153：農道（道路）の草刈り：草が生える道があるから、道は教育的になり、文化的な存在になる。

154：農道の補修：手入れする道だから人間と自然の橋渡しをすることができる。

155：防風林の手入れ：所有者が共有でも個人でも、その維持管理に支給する。

156：巨樹の保存：巨樹の定義については、地域で定める。

157：「地域メニュー」お宮やお寺の森については、地区外の人にも開かれていることを条件にメニューに加えてもいい。

158：地域循環の達成：地域資源を共同で利用して、循環を達成していること。

159：里山の利用：共同で行う里山の手入れや利用を支援。

160：共有地の利用：農的利用に限るが、教育的な利用も含む。

161：水力発電：おおむね10kw以下の超水力発電施設を設置する。複数設置も可能。

162：水車利用：自然エネルギーの復活は村々で取り組まれていい。

かつて利用されていたものはもちろんのこと、新たな利用の試みも支援する。

163：バイオマスエネルギー：バイオマスニッポン戦略も、小さな単位の試みから積重ねる必要がある。

164：生ごみ循環：農家の暮らしであれば当然のことであり、家畜に食べさせることも含める。

165：粃殻燃料：粃殻燻炭としての活用も含める。

166：里山燃料：薪の利用や炭の利用は里山再生の土台となる。

167：田んぼを通る風は自然のクーラーとなる。自然の換気は健康的である。

- 168：地産地消は言うまでもない。地元食材を理解することは地域を理解する大きな力になる。
 169：「地域メニュー」は広域環境評価委員会が定める。
 170：農地は「農業振興地域」に限定しない。
 171：その予防となる活動も含む。

第4グループ「伝統の保持活動」

- 172：伝統とは受け継ぎ、改良し、場合によっては、新たに創成するものである。
 173：食料の自給：購入した方が安い場合も多いのに、自給するのは、カネにならないものを守る気概と姿勢が、伝統としてあることを評価する。「自給指標」は、金銭ベースではないものを工夫して、広域環境評価委員会が定める。
 174：農産物の加工：米、野菜、果樹、畜産物、地域自生物などの加工を支援。法的な規制緩和も検討する。どぶろくを含む。
 175：努力して保存しないと滅びる食材や料理法：まず地域にそうした食材や料理が存在しているかどうかを「地元学」などの手法に学んで調べることから始めるといい。
 176：高齢者が元気で働けるように応援する。

第5グループ「風景の保全」

- 177：地域での話し合いで協定をつくって、みんなで守る。協定のモデルと作成マニュアルは、都道府県環境評価委員会が定める。
 178：伝統的な家屋の外観：とくに改築や建て替え時期に検討するに値するような政策でありたい。条例化している地域以外でも、取り組みたい。
 179：屋敷林や生け垣：手入れをしておればこそ維持できる「自然美」である。
 180：茅葺きや麦わら拭き、檜皮葺など、景観をひきたてるくらしを支援する。
 181：里山の保全：全国的に里山の荒廃は目に余る。それは現代社会が経済効率を優先し、カネにならない価値のすごさに目覚めるのが遅すぎたからである。里山の様々な利活用にたいして支援する。集落の共有地でないものも、集落との協定を結べば対象となる。
 182：「地域メニュー」は「地域景観協定」に入れておく。

自治体”農”ネットワーク(略称「農ネット」)とは

その昔、全国自治研集会における農の議論を経て、国の農業・食料・環境政策を憂う有志が自治労政策局の支援の元で政策提言に向けて活動を始めました。折しも、1993年ガットウルグアイラウンドで日本の”農”が岐路に立たされていました。”日本の農”はどうあるべきなのかを”農の現場”から考え、提言しようと全国の自治体の農林漁業担当職場の職員を中心に、学者消費者、市民団体によってつくられました。

阪神淡路大震災直後の1995年1月、東京に於いて設立総会・シンポジウムを開催、正式に旗揚げ、「自治体現場発みらい農業政策提言 No. 1」を発表、アグリチェックのための「生き物調査」を提案。その後、2006年7月に「自治体現場発みらい農業政策提言 No. 2」を発表。農水省、農協など農業団体、生協、自治労など労働組合、農業新聞などマスコミに対して提言活動を展開し、本年で足かけ20年を迎えます。

第3部

地方の環境支払いの事例

地方自治体の先駆的な環境支払い

1980年代から千葉縣市川市では水田10aあたり5万円が支払われています。これは水田が失われると洪水が頻発するからです。熊本市では市税より、上流の休耕田の水張りへの助成が10aあたり2万円支払われています。これは地下水の水源を守るためです。

福岡県では2005年より田んぼの生きもの調査を実施して「生きもの目録」を公開すると10aあたり5,000円の環境支払いを行ったことはくわしく語りました。またコウノトリの野生放鳥と繁殖に成功した兵庫県豊岡市では、放鳥に先駆けて餌場である田んぼの有機・減農薬栽培への環境支払いを実施してきたことも注目されています。

このほかにも各地で、彼岸花の植栽や畦の石積み補修、水車の保全やビオトープへの支援など、環境支払いと言ってもいいほどの地方自治体の農的な環境への支援は様々に実施されてきています。ただ、それを「環境支払い」という理論で武装することがなかっただけの話です。

近年の有名な事例として、四つを取り上げてみましょう。

(1) 滋賀県の環境支払い

滋賀県では2004年より水田の環境技術を4つ以上実施していることを条件にして、10aあたり5,000円の環境支払いを1億円（その後2億円）の財源を県で確保して行いました。国に先駆けたこの政策の衝撃は大きく、本格的な環境支払いの先駆的な地方発の政策として、歴史に残るでしょう。環境技術とは、代掻き水を流さない、減農薬栽培、畦は除草剤を撒布せずに刈り取りを行う、などです。

(2) 福岡県の環境支払い

福岡県では2005年より3年間、田んぼの生きもの調査を行った農家に、5,000円/10aの環境支払いと調査費が支払われました。そのためには、減農薬であること、100種の生きもの調査講習を受けて実施し報告することなどが条件とされました。この結果、県内の生きものの実態が明らかになり、望ましい田んぼの生物多様性の指標が策定されました。

(3) 佐渡市の環境支払い

佐渡市ではトキの放鳥が成功に向けて歩み出しているが、農家の環境技術への関心も広まり、深まっています。佐渡の直払い額は（10aあたり）・5割減栽培以上基本額900円・中山間地加算1,000円・認証制度加算 1)冬期湛水1,000円 2)江設置2,000円 3)魚道設置4,000円 4)2項目以上2,000円 5)生きもの調査4,000円/経営体。

(4) 横浜市の環境支払い

横浜市では長年市街化区域の農業を「都市農業」として積極的に位置づけして支えてきましたが、2009年より住民税を「みどり税」として900円増額し、それを財源として、市内の水田に10aあたり3万円の環境支払いを行っています。これは市内の水田を森や公園以上の緑地として市民全体で守っていくことを体現した画期的な農業政策です。

(5) それ以外の環境支払い

地方自治体の中には「環境支払い」と謳わないまでも、よく似た政策はいっぱいあります。畦に彼岸花を植えることへの助成や、農道をアスファルトやコンクリートで舗装するのではなく土で補修することへの助成、ため池を干すことへの助成、生きもの調査への助成など多岐にわたっています。ただこれらの事業も「環境支払い」という位置づけで理論化されるのではなく、地域振興や支援環境保全という位置づけで終わりがちでした。もう一步進めて、これらの多面的機能も「農業生産」だと位置づけていけばいいのです。

第4部

環境支払いについての

Q & A

なぜ日本では環境支払いが本格的な議論の俎上に上がらないのでしょうか。これにはいくつかの理由があります。それを考えてみましょう。

Q1) 価格政策から直接支払いへとは、どういう意味なの？

経済のグローバル化が進む中、世界の農業保護政策は農業の収入を支えるための直接支払い方式が主流になってきています。市場競争に対応するため支持価格を引き下げ一方で、農業所得を保障・補填する直接支払い制度を導入しているのです。アメリカは1974年から「不足払い制度」を、EUも1993年のガットウルグアイラウンド前の1992年に共通農業政策(CAP)として直接支払いに政策転換しています。日本においては、近年になってようやく日本型直接支払いとして一部実現しましたが、さらに、日本農業の未来のためにも直接支払いの根本的な改革が必要でそのための議論が早急に求められています。

Q2) デ・カップリングとはどういう意味ですか？

戦後の日本の農業政策は、農産物価格を安定させる政策と、生産を振興する政策(生産コストを下げる政策)がほとんどでした。このことによって、農家所得を増やそうとしたのです。つまり農産物価格を維持する政策と、生産を振興する政策は、農家の所得を増やし安定させることに結びついて(カップリングして)いました。ところが、これらの補助金は、過剰生産を招いてしまいました。また、WTOルールの中で、こうした補助金は削減の対象になりました。

そこで、それまでカップリングさせてきた生産振興や農産物価格補償をやめ、所得と切り離す(デ・カップリングする)ことになりました。しかし、そうすると当然農家所得は減少します。そこで、EUでは、直接的に農家所得を負担する政策に転換しました。このことから、直接支払い的政策をデ・カップリング政策とも呼びます。

Q3) なぜ「環境支払い」が、その中で重要とされるのですか？

一般的な疑問として、「なぜ農業だけを、所得補償しないといけないの」ということでしょうか。確かに苦しい産業はいっぱいあります。その疑問への回答は、「農業は命の糧である食料を生産するだけでなく、多面的機能という公益的な機能があるから」といえるでしょう。ようするに農業は単なる産業ではなく、国民の命を支え、自然を支え、地域を支える社会的共通資本=恵みということなのです。

しかし、日本では、今までなぜ多面的機能を評価し支える「環境支払い」が「制度」として議

論され確立してこなかったのでしょうか。ここに大きな課題が横たわっています。日本では、多面的機能は本来の農産物生産に付随的なもので、大事だけどタダでいつまでも得られるものと考えられてきたのです。

それに対して、私たちは、「環境支払い」こそが、社会的な共通財産を守っていく新しい政策だと考えます。多面的機能つまり田畑の自然環境は、生産の土台であり、社会全体の基盤でもあります。それが農業という人間の営みによって支えられていることを国民国家の共通認識にしたのです。そして、今、経済優先の価値観と高齢化社会が進む中で、農業、農村の危機が叫ばれるようになってきました。農業、農村の危機は多面的機能の危機なのです。

Q4) 国際競争力を高めて日本農業が勝ち残れば、集落や環境は維持できるのではないですか？

日本農業の生き残り策は一貫して規模拡大と効率をあげてきました。たしかに米国や豪州のように先住民を追い出し、環境を無視した農業をやれば可能です。しかし、日本を含む東アジアでは集落を作り、助け合いで食料生産と農村集落を築いてきました。

つまり、集落があって農業が成立してきたのです。地域の生活と環境を大切にするならば当然規模拡大のみでは日本農業は成り立ってゆきません。

日本の農村の平均戸数は50戸くらい耕作面積は50ha位です。その中に神社もお寺もあります。政府が目指す1戸50haならば集落は消滅します。

Q4) 農林水産業・地域の活力創造プランが始まりましたが？

この政策は政府が掲げる「攻めの農林水産業」を実現するためにだされた政策です。「強い農林水産業」・「美しく活力ある農山漁村」を車の両輪として、①需要フロンティアの拡大、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築、③生産現場の強化、④多面的機能の維持・発揮、を柱として推進していこうというものです。そして「農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させること」を目標としています。

この政策にも多面的機能の維持・発揮として地域政策が盛り込まれていますが、「農業・農村の所得」に焦点を当てているために、その内容は産業政策の面と比べて非常に弱いものになっています。私たちは、この政策の大半を、とりあえず「環境支払い」に移行、転換していくべきと考えます。生産費を補填するという不足払的な視点を超えて、農業の恵みの総体を評価する環境支払いを農政の中心に据え、未来を構想できる夢のある政策にしたいのです。

Q5) 「環境保全型農業直接支援対策」は、環境支払いなの？

これは2007年から開始された「農地・水・環境保全向上対策」の2階建て部分が、2010年から独立したものです。もともと、農業土木分野部局の政策として生まれたので、戸別所得補償政策との整合性がありません。また、国は、この政策を一貫して「環境支払い」と呼んでいません。それもそのはず、予算規模も戸別補償政策が4,400億円なのに対して、26億円で過ぎません。「経営安定対策」と車の両輪と明記されていたのに、予算は1割にも達していませんでした。

現在の「環境保全型農業直接支援対策」は、カバークロープや冬季湛水や有機農業などの特別な農法への数項目の支援となっており、多面的機能全体を支援する政策としてはほど遠いものです。

この支援対策を、もっと一般的なメニュー、つまり私たち農ネットが提案している「環境支払い」のメニューに広げていくことが大切です。

Q6) なぜ「環境支払い」政策は、地方自治体が先行しているの？

その理由はふたつあります。一つは地方でない、農業と自然環境のこまやかな関係は実感を持って感じる事ができないからです。例えば、新潟県の「みどりの畦畔づくり運動」は畦への除草剤散布が70%を越えて、風景や生態系への悪影響が出ている地域だからこそ、痛切に感じられる政策課題なのです。また棚田の畦に彼岸花を植えること、村に一本も背高泡立草を生やさないこと、蛙や井守を増やすための環境支払いは、現在の「天下国家」視点では、残念ながら話題にはならないものなのでしょう。そして、地方自治体も国家の農業政策の枠組みを超えることがなかなかできませんでした。ところが、ここまで農業が衰退してくると、そこに住む人たちが守り支えないといけな世界がはつきり見え始めたということでしょう。

もうひとつの理由は、地方なら住民の理解が得やすいからです。熊本市の上流市町村の減反田を湛水することへの環境支払いは、そこからの地下水に依存している市民にとっては、距離は離れていても大切な自分達の財産だと実感できます。横浜市の農地を緑地空間として価値づけての環境支払いも、市民の理解があったからこそ、住民税を増額できたのです。

これは「環境支払い」の特徴は、支援金の額よりも、納税者の思いが表現できること。つまり、政策メニューの豊かさ、説得力が重要なのです。この点で、納税者が近くにいる地方自治体こそが、「環境支払い」の立案者になったほうがいいのです。

Q7) 生物多様性戦略では、環境支払いはどう考えられているの？

農ネットの世話人のひとりである宇根豊は、「農林水産省生物多様性戦略」作成の検討会委員として、積極的に発言をしてきました。主な言い分は新しい戦略の次の三原則に表れています。

「農林水産業と生物多様性は密接に関係しており、(1) 農林水産業が生物多様性を生み出してきたこと、(2) 農林水産業が生物多様性によって支えられてきたこと、したがって(3) 農林水産業を持続可能なものとして維持・発展させていくためには、生物多様性を守らなければならないことを認識することが重要である。」

それでは具体的に生物多様性を守るためには、指標を定めてそれに基づく「環境支払い」を実施することが王道なのですが、今回も残念ながら、「将来的に、開発された評価手法を生物多様性に関する施策を推進する際の指標として活用することとする。」と曖昧な表現でとどめられています。しかし、農水省もやっと「生物指標」の策定に取り組んでいるのですから、私たちも早くこれを「環境支払い」に発展させていくように、見守るべきでしょう。

Q8) 支払額はどのように決めるの？

国民が守りたいと考える自然環境に対して、その評価額を支払うのが原則ですが、現在では自然環境の評価額を決定することは簡単ではありません。そこで便宜的に「掛かり増し経費」で計算する方法がよくとられています。たとえば畦の風景や生態系を守るためには、畦草刈りが欠かせません。そこで、年4回以上の草刈りをした田んぼに環境支払いをすることにします。その草刈りの経費を計算して、とりあえずその半額を支払額にするという方法がとられます。

ここでいくつかの難問にぶつかります。すでに除草剤散布が一般的になっている地域では、草刈りは新たな負担を強いることになるので、その補償という考えは理解しやすいでしょう。ところが、草刈りが行われている地域では、掛かり増し経費は生じていないのですから、「そんなカネはいらない」と言う農家も出てくるでしょう。別に畦の風景や生物多様性を維持することを目的として草刈りをしてこなかったのですから、正しい反応でもあるでしょう。だからこそ畦の自然を守ることに對する環境支払いは、新しい価値観の提案になるのです。農の多様な恵みの価値、意味を農家も含めて、広く国民にも伝えることとなります。

従って、畦への環境支払いの場合、その年に畦草刈りをした農家に支払うこととなります。畦の風景と生物多様性の価値を評価して、その評価額を支払いたいのですが、草刈り場合はそれを支えている百姓仕事は明確なので、その経費で支払います。

それでは畦に対する環境支払い額はどのように計算したらいいのでしょうか。これにはいくつかの方法が考えられます。一つは新しく算定基準を作成し、畦の「価値」を算定するのです。畦の価値をCVM法(仮想市場法)で確定し、その額を支払う方法もあります。しかし、現実には農家が「それくらいもらえば、畦を大切にできるな」「それくらいでは、やれないな」という感覚が重要になって来ます。今回の私たちの環境支払いの金額も、多くは私たちや農家が、「これくらいもらうなら、取り組むことができるな」という金額に設定しています。

Q9) 財源は確保できるの？

政治というのは、政策を立案するだけでなく、その重要度の順位をつけることでもあります。その結果、順位の低い政策は実現度が低くなります。

農林水産省の予算は、1993年をピークに減ってきています。それは財源が減ってきていることでもあります。経済優先の価値感の中で政策の優先度がほかの省庁よりも低く見られているからではないでしょうか。農業保護政策が価格政策から直接支払いへの転換が遅れたことも大きな原因です。環境支払いが優先の政策になれば、ほかの省庁からも予算を確保することができるでし

よう。

「環境支払い」によって実現される世界は、社会保障、教育、子育て、観光、環境、文化、国土保全など多岐多様な分野にわたります。「環境支払い」は農水省の所管予算とするものの、できれば省庁横断的な必要予算と位置づけ、縦割り行政の突破のテコとするぐらいの戦略的発想を望みたいものです。

さらにこの予算は、環境政策の立案が地方と分担するようになれば、当然地方に移管されるものでできます。

Q10) なぜヨーロッパでは、環境支払いが盛んに行われているの？

農水省が公表している最新の資料では、EU各国の農家の所得のうち、税金からの支援金は78%に達しているそうです。これには日本人はみんな驚いてしまいます。「農業は過保護だ」という水準ではないからです。なぜこれほどヨーロッパでは、農業は大切にされるのだろうか、という疑問は当然のことです。しかもこれらの支援金のうち1/3から1/4が環境支払いなのです。どういう環境支払いが行われているかという点、伝統的な品種や栽培法への支援、風景を守る農業技術への支援、生物種の保全に対する支援など、じつに多彩な政策メニューが示され、農家はそこから自分の営農や地域社会にあったものを選んで申請するのです。(ドイツの各州では約50項目の政策がメニュー化されていました。)

これほど「環境支払い」が積極的に実施されているのは、たしかにEU内部の貿易の自由化、農産物の過剰生産などの要因も小さくありませんが、なによりも農業の多面的機能を公益的機能として理解し、農業を社会的な共通財産として、国民が抱きしめているからでしょう。ドイツで見聞した「このリンゴジュースを買って飲まないで、あの村の美しい風景が荒れ果ててしまう」という消費者の言葉が、このことを証明していました。

これに引き替え、日本では自然環境の多くが農業によって支えられていることが、理解されていません。この危機感に突き動かされ、環境支払いは登場するのです。

Q11) 農業と自然環境、どちらが大切？

これはよく聞かれる問答です。自然を人為と対立するものと位置づけてきた西洋の発想でしょう。なぜなら、人間を含まない「自然(Nature)」という言葉と概念は、西洋から輸入したものですから。たとえば「人間も自然の一員である」というのは、人間以外を自然と言うのですから、矛盾しています。しかし私たちは、つい人間の自然の一員だと思ってしまいます。それは自然と一体になったことがあるからです。

日本人が自然と言うときの自然は、身の回りの自然であって、農業によって創り育てられた豊かな、毎年安定してくり返す自然です。百姓仕事が営まれているからこそ、くり返すことができる自然です。したがって、この自然環境を守るための「環境支払い」は言うまでもなく、それを支えている農家に支払われます。

自然環境と農業のどちらが大切か、という設問は、この両者は切り離せないから、どちらも大切だ、と答えるしかないでしょう。こうも言えるでしょう。自然環境は農業の土台であるから、自然環境なしには農業自体がなりたない。

Q12) 環境を重視すると、食料生産に支障が出るのでは？

環境を守ることに、手間暇をかけないといけなくなりますから、農業の「労働生産性」は落ちるかもしれませんね。しかし、食料自体とそれをもたらす基盤は豊かになるのですから、むしろ食料確保には貢献することになります。具体的に田んぼで、説明しましょう。

田んぼの畦草は、かつては牛や馬などの家畜の餌でしたし、堆肥の原料でした。田んぼの中のタニシや鮎やドジョウやイナゴは大切な食料でした。これらの資源がやがて見直されてくるでしょう。また、化学農薬、化学肥料に頼らない農業は、田んぼの水や土や生きものを豊かにし、農業生産の持続性を確保することになります。目先の生産性にとらわれた近代化農業こそが、むしろ化石エネルギーを浪費し、生産の土台となる自然環境をどんどん劣化させていることは明らかです。このように自然環境と農業生産を対立的にとらえるのは、近代社会の特徴なのです。それだけ、私たちは自然を技術で利用することに慣れてきて、つい農産物を私たち人間が「つくる」と錯覚していますが、昭和30年代までは、日本の農家は「できる」「とれる」と表現して、自然

への感謝の気持ちを忘れなかったことを思い起こしてください。

Q13) 「環境支払い」とTPPとはどういう関係にあるの？

TPP推進論者の最大に弱点は、経済の土俵でしかものを考えていないことです。わかりやすく言えば、TPPによって日本の自然環境や地域共同体にどのような影響が出るかがほとんど考慮されていないのです。いわゆるTPPの悪影響を緩和する「国内対策」が、規模拡大や生産性の向上でしかないのは、TPPを推進しようとする人たちには、日本の農業や農村が持つ非経済価値へのまなざしがないからです。

私たち農ネットは、TPPを論じる場にあえて「環境支払い」を持ち出すのは、TPPで日本農業が大きな経済的打撃を被るだけではなく、生産の母胎である地域と自然が荒廃することを提起するためです。経済だけで損得を論じることは、とても偏った態度ではないでしょうか。こういう機会だからこそ、農の本質的な豊かな価値を見直すべきでしょう。「直接支払い」、「環境支払い」を抜きにして、TPPなどは議論できないのに、このことを避けていること自体が、いかに日本の農政論議が未熟であるかの証明になるでしょう。

Q14) 東日本大震災の被災地で、先行して実施できないの？

政府は「復興計画」で、被災地の復興のために、この際大規模化して生産性の高い農業を推進しようという方針を掲げています。しかし、それではこぼれ落ちる地域や農家が多すぎるでしょう。またそういう発想では経済性ばかりが追求されて、人と人とのつながりや、人と自然のつながりという、地域社会の土台への視点が見失われています。

むしろ、今回の被災地を「環境支払い特区」として、「環境支払い」を農業の非経済部分を建て直すための有力な手段として、活用すべきではないでしょうか。放射性物質に汚染されて、農作物を作付けできなくなった福島県内でも、たとえば収穫はできなくても、田植えをし、手入れをすることで、風景や生きものが生を復活、くりかえすことができます。こういう営みも「環境支払い」の対象にすることができないでしょうか。また環境支払いによって、小規模な農家も自分の存在価値、百姓仕事への誇りが自覚、自慢できます。

震災からの復興にあたっては、なによりもそれまでのくらしや仕事の土台を復興させることが大切です。そのためにも「環境支払い」は可能性があると思います。これを全国に先駆けて実施することによって、被災地を環境保全のモデルに押し立てていけないでしょうか。

Q15) なぜ「環境支払い」への関心は盛り上がらないの？

それがとても残念なところです。農家は、これまで直接支払いを受け取る経験がありませんでした。あくまでも自分の力で、農産物を販売することによって、所得を得るという市場経済の姿を唯一のしくみと思ってきたからです。それが「戸別所得補償」で少し変化しました。さらに一歩、環境の対価を受け取るというもう一つの意識変革に取り組みましょう。これはヨーロッパでも同様で、当初は環境支払いへの違和感は根強かったそうです。これを克服していくためには、国民の農業への関心が高まり、環境支払いへの理解と支持が強くならなければならないでしょう。

「ばらまき」ではないことを農家も消費者もしっかり説明し理解してもらうことが大切です。

もう一つは、さらに深い理由ですが、経済の危機は、すぐによく見えるのですが、自然環境の危機は見えにくいし、人間の危機につながっていることが実感しにくいことが原因です。

しかし近年になってようやく「環境支払い」が各政党の政策メニューにも見られるようになってきました。ところが、まだ、具体的内容までは提示されていません。農ネット版環境支払いは具体的です。どんどん議論に活用して頂きたいと思います。

公益社団法人茨城県地方自治研究センター役員・研究員体制

理事長	鈴木博久 (代表理事)	監事	清水瑞祥
副理事長	黒江正臣	監事	飯田正美
副理事長	帯刀治	研究員	岡野孝男
専務理事	千歳益彦	研究員	波多昭治
理事	堀良通	研究員	柴山章
理事	佐川泰弘	研究員	菅谷毅
理事	菊池正則	研究員	大高みよ
理事	石松俊雄	研究員	有賀絵理
理事	今井路江	研究員	本田佳行

自治権いばらき

No.127 2018年1月30日発行

発行所 公益社団法人 茨城県地方自治研究センター
水戸市桜川2-3-30 自治労会館内
TEL 029-224-0206
編集・発行人 鈴木博久
印刷 コトブキ印刷株式会社
水戸市千波町2398-1 TEL 029-241-1000